

厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業
障害福祉サービス事業所等における
身体拘束等に関する実態調査
報 告 書

令和2年3月

三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社

<目 次>

1 事業要旨	1
2 事業の目的	2
3 事業概要	3
4 調査結果	4
(1) 身体拘束の廃止・適正化等に関する手引き等の状況.....	4
(2) 身体拘束廃止未実施減算の算定状況.....	9
(3) アンケート調査の概要	10
(4) 事業所調査の結果	11
(5) 自治体調査の結果.....	37
(6) ヒアリング調査の結果	48
5 調査結果の考察	52
6 参考資料（調査票）	54

1 事業要旨

- 本事業では、障害福祉サービス等における身体拘束の廃止・適正化の取組や、平成30年度報酬改定で新設された「身体拘束廃止未実施減算」の効果等について、今後のあり方等を検討するための基礎資料の作成を目的として、事業所、自治体の身体拘束廃止・適正化への取組状況等の実態把握を行うための調査を行った。調査は、事業所、自治体へのアンケート調査などを中心として実施した。

- 本事業の実施により、以下の状況が明らかになった。

（身体拘束廃止未実施減算の適用状況）

- ・身体拘束廃止未実施減算については、現状で適用となっている事業所はわずかである。身体拘束の記録が行われなかった理由としては、書式の不備など、事業者の認識不足の場合が多いことがわかった。また、適用対象の多くは自治体の実地指導等を通じて発見されていることがわかった。

（事業所の身体拘束廃止・適正化の状況）

- ・身体拘束については、一切行わないという事業所が、身体拘束を行うことがある事業所よりも多く、身体拘束を行うことがある事業所においても、適切な手続きが定められ、身体拘束の廃止・適正化の取組が進められている事業所の多いことがわかった。
- ・身体拘束を廃止する場合の課題として、「本人や他の利用者を事故から守る安全対策として、身体拘束以外に方法のない場合がある」という認識の多いことがわかった。

（身体拘束廃止未実施減算の効果）

- ・身体拘束廃止未実施減算が創設されたことによる効果は、事業所では「特に変化はない」というところが多いが、自治体では、「身体拘束に関する事業所からの問い合わせ、質問等が増えた」という変化などを通じて、一定の効果を認めているところも多いことがわかった。
- ・身体拘束廃止未実施減算への適用要件の追加については、「委員会の開催」等の要件に関し、特に規模の小さい事業所の負担の観点から、慎重な自治体も多くなっていることがわかった。

2 事業の目的

身体拘束とは、本人の意思に関わらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、行動を抑制・停止させる状況に置くことを指し、人権侵害であることは言を俟たない。障害者虐待防止法第2条の7第1項において、「正当な理由なく障害者の身体を拘束することは身体的虐待に該当する行為」とされており、虐待防止の観点からも身体拘束の防止が求められるところである。

一方、障害者本人を含め、生命や身体のプロテクト等の観点から、やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場面があることも事実であり、単純に身体的虐待と判断することが難しい様相も有している。その場合においても、緊急やむを得ず身体拘束を行う条件である「切迫性」「非代替性」「一時性」についての組織的判斷、本人・家族への十分な説明、必要な事項の記録など、手続きに則った実施が求められる。

こうした身体拘束の適正化に向け、障害福祉サービス等においては、平成30年度報酬改定より、身体拘束等に係る記録を行っていない事業所に対する「身体拘束廃止未実施減算」が新設されるなど、制度的な取り組みが進められているところである。一方、高齢者福祉の分野では、平成13年3月の「身体拘束ゼロへの手引き」をはじめ、身体拘束の適正化に向けた継続的な取り組みが進められており、介護保険サービスにおいては「身体拘束廃止未実施減算」の要件がより厳格化され、記録の義務に追加して、「身体拘束を適正化する会議を3か月に1度以上開催」「適正化する指針を整備」「適正化に向けた研修を開催」等の要件追加、減算幅が大きくされるなど、厳しい内容の改定が行われている。こうした動向などにも留意しつつ、障害福祉分野における取組について、実態をふまえた検討を進めていくことが重要と考えられる。

本調査研究は、こうした認識のもと、障害福祉サービス等における身体拘束等の状況に関し、基礎資料を作成することを目的として実施した。

3 事業概要

①身体拘束の廃止・適正化等に関する手引き等の情報把握

身体拘束の廃止・適正化については、障害福祉分野はもとより、高齢者福祉や医療・看護等の分野でも取組が進められており、関連する手引き・マニュアルの作成や各種調査等が行われていることから、実態調査の実施にあたり、参考情報として収集・整理を行った。

②身体拘束廃止未実施減算の算定状況分析

国保連の報酬請求実績データを用いて、障害福祉サービス等事業所における身体拘束廃止未実施減算の算定状況の集計・分析を行った。国保連の報酬請求実績データについては、厚生労働省より提供を受けた平成30年4月請求分～平成31年1月請求分の10か月のデータを用いた。なお、減算の算定対象となるサービスは以下の通りである。

療養介護	生活介護
短期入所	施設入所支援
共同生活援助	自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練）	就労移行支援
就労継続支援A型	就労継続支援B型
児童発達支援	医療型児童発達支援
放課後等デイサービス	福祉型障害児入所施設
医療型障害児入所施設	

③アンケート調査の実施

身体拘束の廃止・適正化の取組状況等を把握するために、事業所及び自治体を対象としたアンケート調査を実施した。調査の概要は以下の通りである。

●事業所調査

調査対象	全国の障害福祉サービス等事業所（上記算定対象サービスのみ）から、1,000事業所を無作為抽出
調査方法	郵送による調査票配布、郵送・FAX・電子メールによる回答
調査期間	令和元年11月～12月
主な調査項目	身体拘束の廃止・適正化に向けた取組状況 等

●自治体調査

調査対象	全都道府県・政令市・中核市（125自治体）
調査方法	郵送による調査票配布、郵送・FAX・電子メールによる回答
調査期間	令和元年11月～12月
主な調査項目	身体拘束の適正化に関する事業者指導等の状況、身体拘束廃止未実施減算の適用状況 等

④ヒアリング調査の実施

身体拘束適正化の状況や意見等について、アンケート調査の回答内容をより詳細に把握するために、ヒアリング調査を実施した。都道府県2箇所、事業者2箇所の計4箇所のヒアリングを行った。

4 調査結果

(1) 身体拘束の廃止・適正化等に関する手引き等の状況

身体拘束の廃止・適正化については、障害福祉分野はもとより、高齢者福祉や医療・看護等の分野でも取組が進められている。高齢者福祉においては、介護保険法の施行に伴い、身体拘束が原則として禁止され、その趣旨を徹底し、実効をあげていくために「身体拘束ゼロ作戦」が展開され、都道府県等において身体拘束を防止するための取組が展開されてきた。

障害福祉分野では、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準において「身体拘束等の禁止」が位置づけられているほか、平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、障害者福祉施設従事者による障害者虐待として「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」が明示されており、障害者虐待の一類型として身体拘束が位置づけられている。以下では、これまでに作成された身体拘束の廃止・適正化等に関連する手引き・マニュアル等、各種調査等の事例について整理する。

■ 障害福祉分野における取組

名称	障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）
発行	厚生労働省
年次	平成30年6月
内容	手引き内に、身体拘束の章を設けている。 Ⅶ身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて（P24～P31） ・身体拘束の廃止に向けて ・やむを得ず身体拘束を行うときの留意点 ・座位保持装置などに附属するベルトやテーブルの使用 ・身体拘束としての行動制限について ・行動障害のある利用者への適切な支援

名称	市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き
発行	厚生労働省
年次	平成30年6月
内容	Ⅲ 障害者福祉施設従事等による障害者虐待の防止と対応 4 身体拘束に対する考え方（p100～p103） ・基本的考え方 ・身体拘束とは ・やむを得ず身体拘束を行うときの留意点 ・座位保持装置などに附属するベルトやテーブルの使用

名称	不適切な身体拘束を防止するための手引き
発行	鳥取県
年次	平成29年3月
内容	障害者虐待防止法とは 虐待の行為 身体拘束とは 緊急やむをえない場合の3要件 不適切な身体拘束防止に向けた取組 障害者の支援に係る身体拘束を行うときの手続き 連絡先

名称	市町村（障がい者虐待防止センター）職員のための大阪府障害者虐待対応マニュアル
発行	大阪府障がい者虐待対応ワーキングチーム
年次	平成28年3月（平成30年7月改訂）
内容	1. 障がい者虐待対応の基礎知識 2. 障がい者虐待の周知と発見について 3. 障がい者虐待対応チェックポイント 3-1 養護者による障がい者虐待について 3-2 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待について 身体拘束について 3-3 使用者による障がい者虐待について 3-4 レビュー会議について <様式集> ・障がい者虐待受付チェックシート、コアメンバー会議記録シート等

名称	和歌山県障害者虐待対応マニュアル
発行	和歌山県
内容	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応 第1章 障害者虐待とは 第2章 養護者による障害者虐待への対応 第3章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応 第1節 障害者福祉施設従事者等による虐待対応の基本的な考え方 （3）身体拘束とは 第4章 使用者による障害者虐待への対応 第5章 障害者虐待対応事例 第6章 参考資料 ・障害者福祉施設利用者の家族からの通報により対応を開始した虐待対応事例（身体拘束） ・施設職員からの通報による生活介護における虐待対応事例（ネグレクト、暴行、身体拘束）

名称	西宮市県障害者虐待防止・対応マニュアル
発行	西宮市
内容	第Ⅰ部 障害者虐待 総論 1 障害者虐待とは 2 基本的視点 3 関係機関の役割と責務 第Ⅱ部 養護者による障害者虐待の防止と対応 第Ⅲ部 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応 3 身体拘束に関する考え方 第Ⅳ部 使用者による障害者虐待への対応 資料編 様式集

■ 介護保険・高齢者福祉分野における身体拘束ゼロの取り組み

名称	身体拘束ゼロへの手引き 高齢者ケアに関わるすべての人に
発行	厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦会議
年次	平成13年3月
内容	高齢者に関わるすべての人に 身体拘束はなぜ問題なのか 身体拘束は本当になくせないのか 身体拘束廃止に向けてまずなすべきこと（5つの方針） 身体拘束をせずに行うケア（3つの原則） 緊急やむを得ない場合の対応 転倒事故などの法的責任についての考え方 身体拘束をなくすための「車いす」や「いす」 身体拘束ゼロに取り組む病院や施設 身体拘束廃止に取り組んだ個別事例

名称	身体拘束及び高齢者虐待の未然防止に向けた介護相談員の活用に関する調査研究事業報告書（平成27年度老人保健健康増進等事業）
発行	特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク 介護相談・地域づくり連絡会
年次	平成28年3月
内容	介護相談員派遣事業が身体拘束、虐待の未然防止に有効である具体的な活動を明確にし、検証するために、 ①介護相談員派遣により身体拘束・虐待の未然防止に努めている市町村事務局の取組の把握 ②身体拘束・虐待・権利擁護、認知症の基礎知識・コミュニケーション技法等を習得した介護相談員の介護現場での活動実態の把握 ③介護相談員受入事業所の身体拘束・虐待防止への取組、介護相談員との連携による改善等に関するアンケート調査・取組事例の収集 を行い、介護相談員派遣等事業、介護相談員の活用を通じた、身体拘束、虐待の未然防止に向けた具体策の検討を行っている。

名称	介護保険関連施設等の身体拘束廃止の追跡調査及び身体拘束廃止の取組や意識等に関する調査研究事業報告書（平成26年度老人保健健康増進等事業）
発行	特定非営利活動法人 全国抑制廃止研究会
年次	平成27年3月
内容	全国の介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）および認知症グループホーム、医療保険対象の療養病床、介護付き有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅のすべてを対象に、身体拘束の実態、廃止に向けた取り組み状況、および組織・管理者の意識の状況を明らかにする。

■実態調査（神奈川県、静岡県、大阪府など） 介護保険施設等を対象に身体拘束に関する実態調査
■啓発リーフレット（神奈川県） 家族、利用者、施設介護者を対象とした身体拘束ゼロに関する啓発リーフレット
■身体拘束廃止推進モデル施設（神奈川県） 身体拘束廃止の推進に向けて、地域の中核的施設としての役割を担うため、施設見学の受入れや相談等を実施するとともに、研修や事例検討などの企画・運営を図り、他施設との横の連携を構築する役割を担う。
■身体拘束ゼロ推進員養成研修（大阪府） 介護職員で施設において指導的立場にある人への研修の実施
■Web上での学習（公益財団法人 東京都福祉保健財団） 5つの基本的ケアの解説について、youtubeで視聴可能
■身体拘束ゼロ宣言（福岡県） 身体拘束ゼロに向けた取組を行うことを宣言した介護施設等の事業所を登録し公表
■身体拘束ゼロ施設見学会（福岡県） 介護保険事業所の管理者・責任者、市町村・地域包括支援センター等の担当職員を対象に、施設見学会を実施
■事業所自己点検シート（公益財団法人 東京都福祉保健財団） 高齢者権利擁護支援センターの研修で配布しているチェックポイントのリスト
■静岡県身体拘束ゼロ作戦（高齢者） 平成18～29 ・身体拘束廃止フォーラム（施設職員、一般病院職員など専門職や一般県民への意識啓発の講演、推進員養成研修修了者による実践報告 ・推進員養成研修、看護実務者研修、介護保険施設等職員研修用ビデオの無料貸出制度 ・事業所・家族へのアンケート調査（平成22、25、28）

■ 医療・看護関連

名称	身体拘束ゼロの実践に伴う課題に関する調査研究事業（平成27年度老人保健健康増進等事業）
発行	公益社団法人 全日本病院協会
年次	平成28年3月
内容	全国の病院、介護保険施設、特定施設およびサービス付き高齢者向け住宅の中からそれぞれ無作為抽出した計2,020機関を対象とするアンケート調査を実施 身体拘束ゼロの達成状況、拘束行為ごとの実施状況と許容意識、身体拘束の対象となりやすい患者・入所者像、身体拘束に関する施設類型間の違い、身体拘束と事故発生状況との関係、身体拘束の低減に向けた取組等について把握

名称	身体拘束予防ガイドライン
発行	日本看護倫理学会 臨床倫理ガイドライン検討委員会
年次	平成28年3月
内容	I. はじめに II. 組織文化を築く看護管理者への提言 身体拘束はなぜ問題か？ III. 我が国における身体拘束禁止の取り組み IV. 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為 V. ガイドラインの構成と使い方 VI. ガイドライン 1. 共通項目：せん妄症状の理解～予防とせん妄からの離脱にむけて～ 2. 症状別 3. 短期的に身体拘束をせざるを得ない場合の要件や拘束を解除する基準 VII. 事例紹介 VIII. 身体拘束廃止のためにまずなすべきことー5つの方針 IX. 身体拘束をせずにケアを行うためにー3つの原則 X. 身体拘束廃止を進めるための18のチェックポイント

名称	身体拘束廃止のための標準ケアマニュアル
発行	特定非営利活動法人 全国抑制廃止研究会
内容	1. このシートの考え方と使い方 2. 主な薬の副作用・影響チェック 3. 徘徊 4. 転倒 5. 転落・ずり落ち 6. 不穏・興奮、不眠、暴力 7. かきむしり、弄便、不潔行為 8. 点滴・チューブ類の自己抜去 9. 標準ケアマニュアル・チェックシート

(2) 身体拘束廃止未実施減算の算定状況

平成 30 年 4 月より新設された「身体拘束廃止未実施減算」について、平成 30 年 4 月～平成 31 年 1 月までの減算算定状況を見たところ、81 事業所（実事業所数）で減算が算定されている。全事業所に対する減算算定事業所の比率は 0.12%となっている。サービス別の事業所数は放課後等デイサービスが最も多い。

サービス種別	減算算定事業所数	全事業所数	比率
療養介護	2	252	0.79%
生活介護	11	10,431	0.11%
短期入所	15	4,763	0.31%
施設入所支援	4	2,581	0.15%
共同生活援助	3	8,261	0.04%
自立訓練（機能訓練）	1	186	0.54%
自立訓練（生活訓練）	3	1,170	0.26%
就労移行支援	1	3,284	0.03%
就労継続支援 A 型	1	3,800	0.03%
就労継続支援 B 型	8	12,331	0.06%
児童発達支援	4	6,428	0.06%
医療型児童発達支援	1	97	1.03%
放課後等デイサービス	26	13,105	0.20%
障害児入所支援	0	186	0.00%
医療型障害児入所支援	1	190	0.53%
合計	81	67,065	0.12%

※減算の対象となるサービスは、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

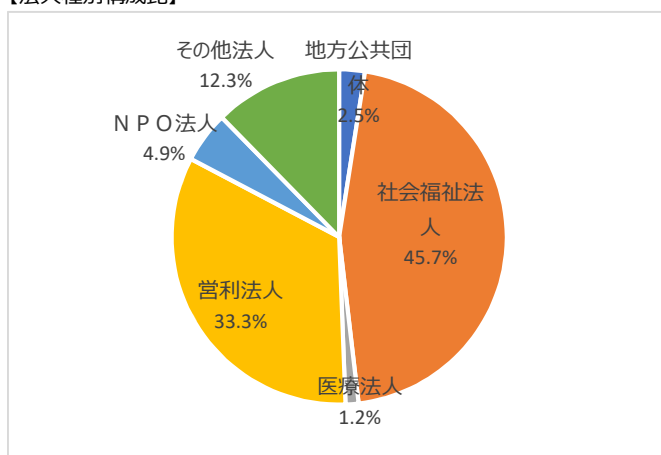
※資料：国保連の報酬請求実績データより集計

都道府県別では、26 都道府県で減算算定事業所が見られた。法人種別で構成比を見ると、社会福祉法人がほぼ半数、営利法人が約 3 割となっている。

【都道府県別構成比】

都道府県	事業所数	構成比
北海道	4	4.9%
青森県	4	4.9%
岩手県	1	1.2%
栃木県	1	1.2%
群馬県	2	2.5%
埼玉県	3	3.7%
千葉県	1	1.2%
東京都	4	4.9%
神奈川県	5	6.2%
石川県	1	1.2%
福井県	1	1.2%
山梨県	6	7.4%
静岡県	1	1.2%
愛知県	5	6.2%
三重県	1	1.2%
京都府	7	8.6%
大阪府	6	7.4%
兵庫県	3	3.7%
和歌山県	1	1.2%
岡山県	8	9.9%
山口県	2	2.5%
香川県	1	1.2%
愛媛県	1	1.2%
福岡県	2	2.5%
長崎県	4	4.9%
沖縄県	6	7.4%
合計	81	100.0%

【法人種別構成比】



(3) アンケート調査の概要

■ 調査対象と調査項目

種類	調査対象	調査項目
事業所調査	全国の障害福祉サービス等※事業所から、 1,000 事業所を無作為抽出	身体拘束の廃止・適正化に向けた取組状況 等
自治体調査	全都道府県・政令市・中核市（125 自治体）	・障害者虐待防止の観点等も含めた、身体拘束の 適正化に関する事業者指導等の状況 ・身体拘束廃止未実施減算の適用状況 等

※調査対象サービスは、身体拘束廃止未実施減算の対象となる療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

■ 調査実施時期

令和元年 11 月～12 月

■ 調査方法

発送：郵送による調査票配布

回答：郵送、F A X、電子メールによる回答

■ 発送数及び有効回答数

種類	発送数	有効回答数	有効回答率
事業所調査	1,000	521	52.1%
自治体調査	125	106	84.8%

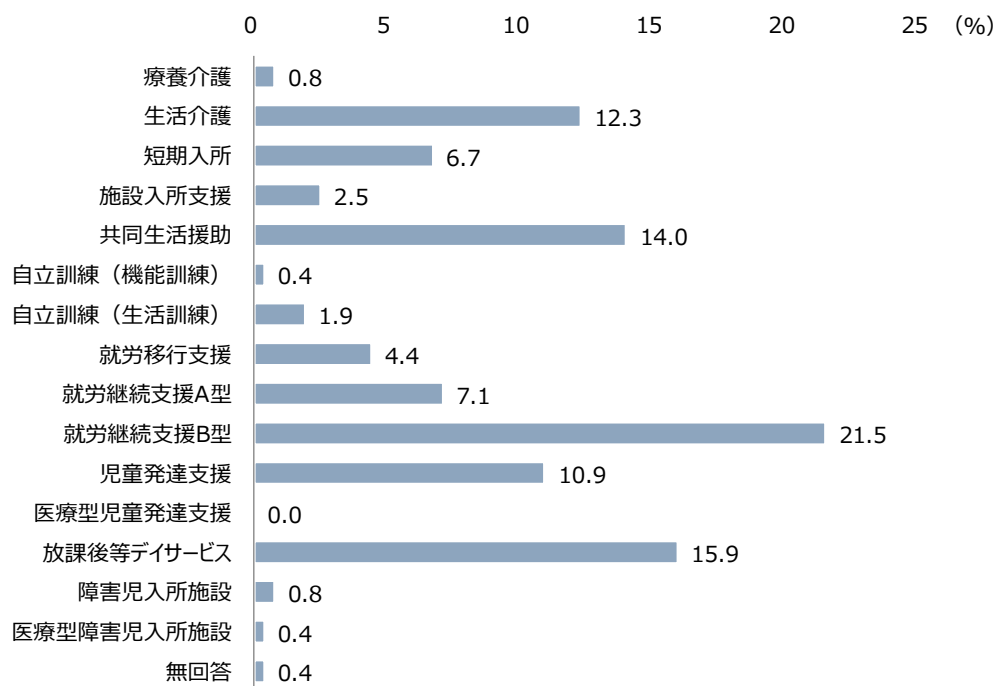
(4) 事業所調査の結果

①事業所の基本情報

■ 調査対象サービス

回答のあった事業所が実施している調査対象サービスは、「就労継続支援B型」が21.5%と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」が15.9%、「共同生活援助」が14.0%となっている。

図表－1 回答のあった事業所が実施している調査対象サービス [n = 521]

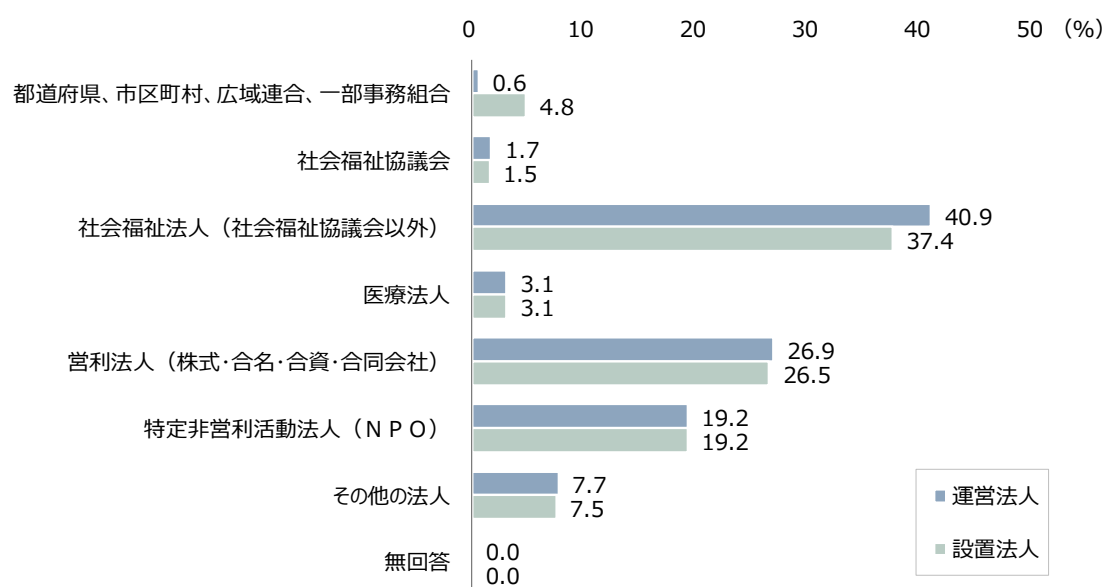


■ 法人種別（運営法人、設置法人）

調査対象サービスの事業所の運営法人の種別は、「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が 40.9%と最も多く、次いで「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」が 26.9%、「特定非営利活動法人(NPO)」が 19.2%となっている。

設置法人が「都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合」となっている割合は 4.8%であるが、運営法人となっている割合は 0.6%となっている。

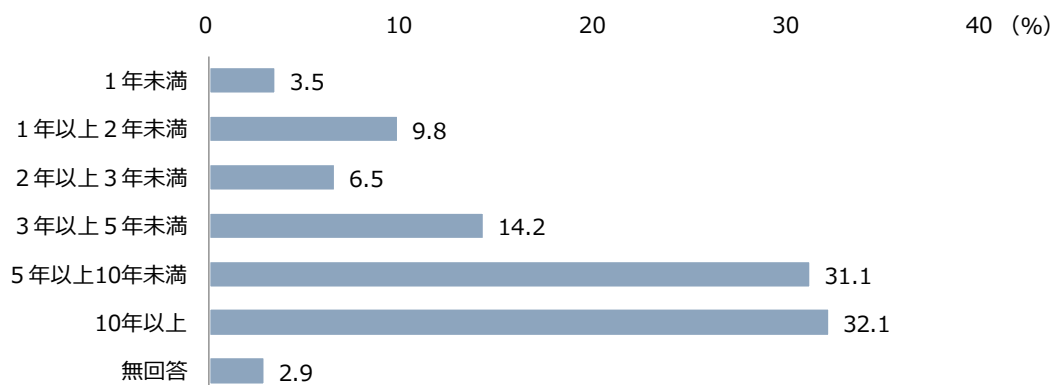
図表－2 法人の種別（設置法人、運営法人） [n = 521]



■ 調査対象サービスを開始してからの年数

調査対象サービスを開始してからの年数は、「10 年以上」（32.1%）と「5 年以上 10 年未満」（31.1%）が多くなっている。

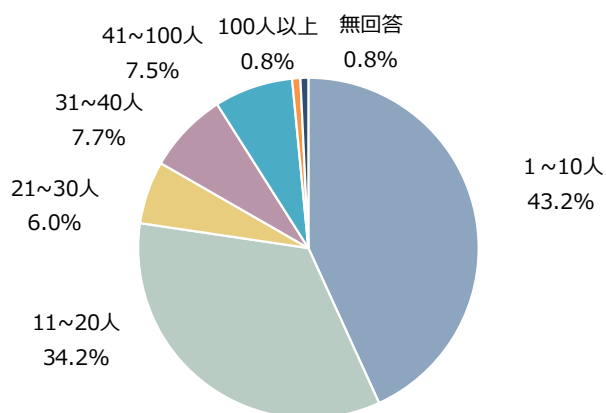
図表－3 調査対象サービスを開始してからの年数 [n = 521]



■ 調査対象サービスの定員数

調査対象サービスの定員数は、「1～10 人」が 43.2%と最も多く、次いで「11～20 人」（34.2%）、「41～100 人」（7.5%）と続いている。

図表－4 調査対象サービスの定員数 [n = 521]

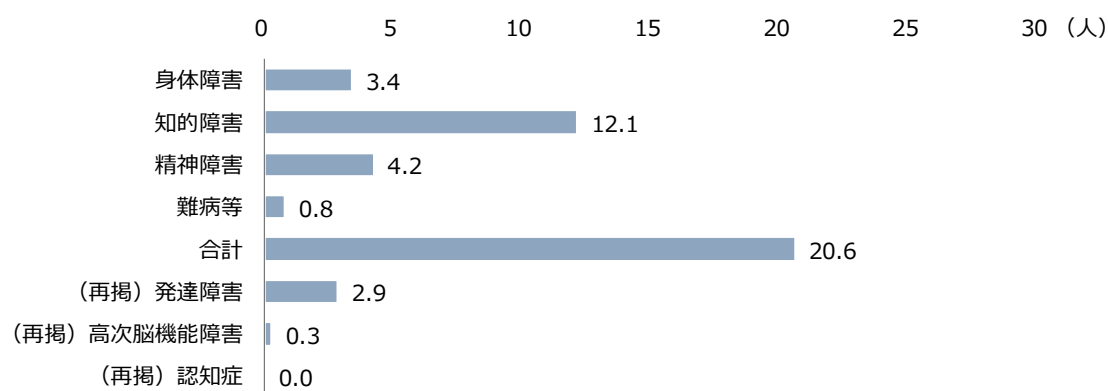


■ 調査対象サービスの実利用者数

調査対象サービスの実利用者数の合計の平均値は 20.6 人となっている。

内訳をみると、身体障害の実利用者数の平均値は 3.4 人、知的障害は 12.1 人、精神障害 4.2 人などとなっている。

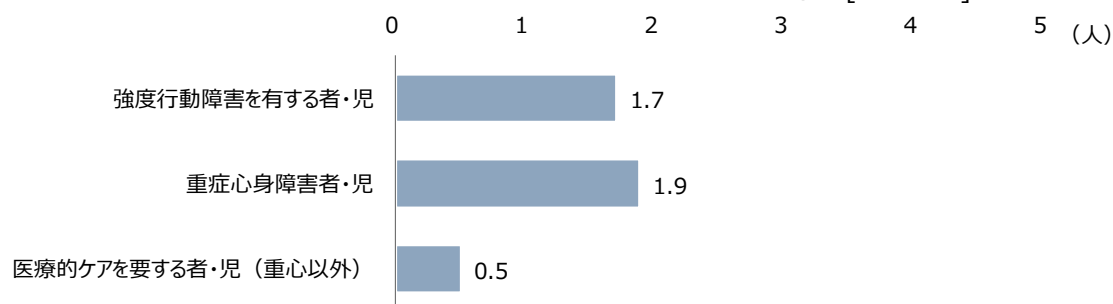
図表－5 調査対象サービスの実利用者数（平均値） [n = 497]



■ 強度行動障害を有する者・児等の利用者数

強度行動障害を有する者・児の利用者数の平均値は 1.7 人、重症心身障害者・児は 1.9 人、医療的ケアを要する者・児（重心以外）は 0.5 人となっている。

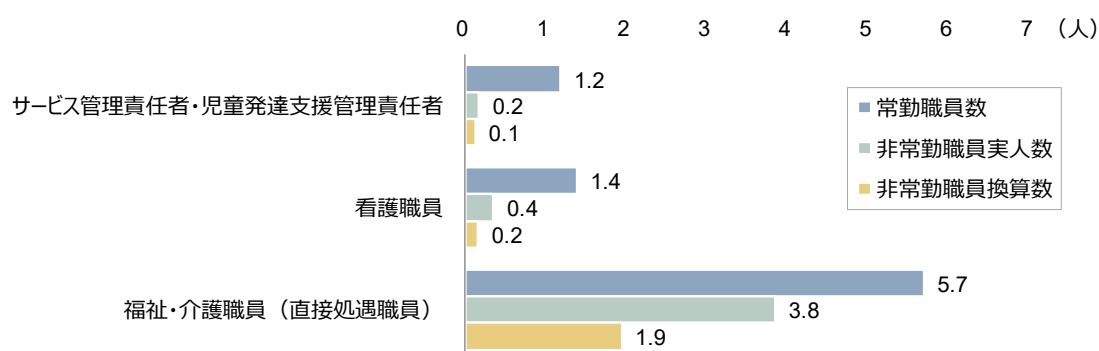
図表－6 強度行動障害を有する者等の利用者数（平均値） [n = 497]



■ 調査対象サービスに従事する職員数

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の平均職員数は、常勤職員が 1.2 人、非常勤職員の常勤換算数が 0.1 人となっている。看護職員については、常勤職員が 1.4 人、非常勤職員の常勤換算数が 0.2 人となっている。福祉・介護職員（直接処遇職員）については、常勤職員が 5.7 人、非常勤職員の常勤換算数が 1.9 人となっている。

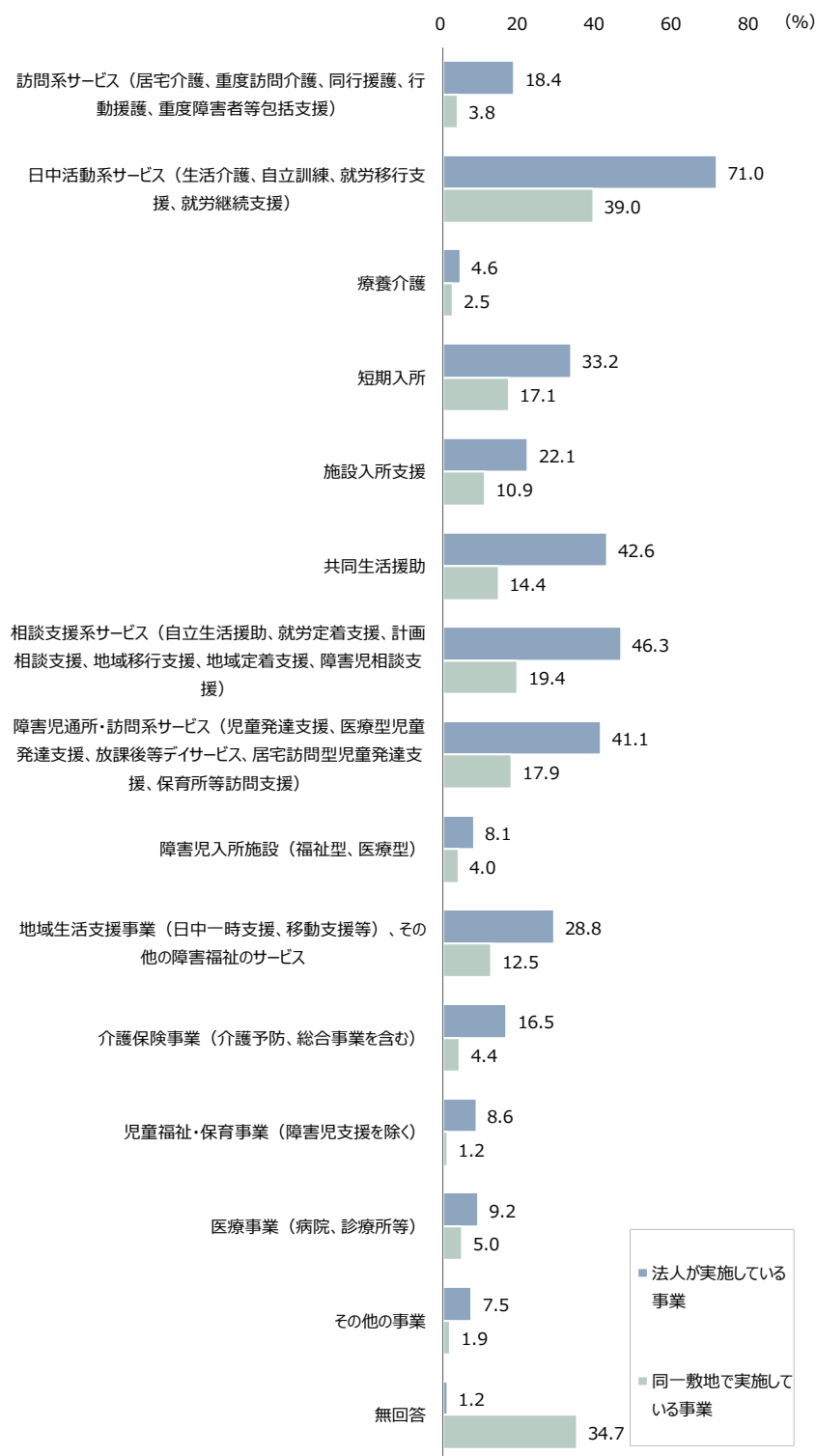
図表－7 調査対象サービスに従事する職員数（平均値） [n = 492]



■ 調査対象サービスを運営する法人が実施している事業

調査対象サービスを運営する法人が実施している事業は、「日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）」が71.0%と最も多く、次いで「相談支援系サービス（自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）」（46.3%）、「共同生活援助」（42.6%）となっている。

図表－8 調査対象サービスを運営する法人が実施している事業 [n = 521]



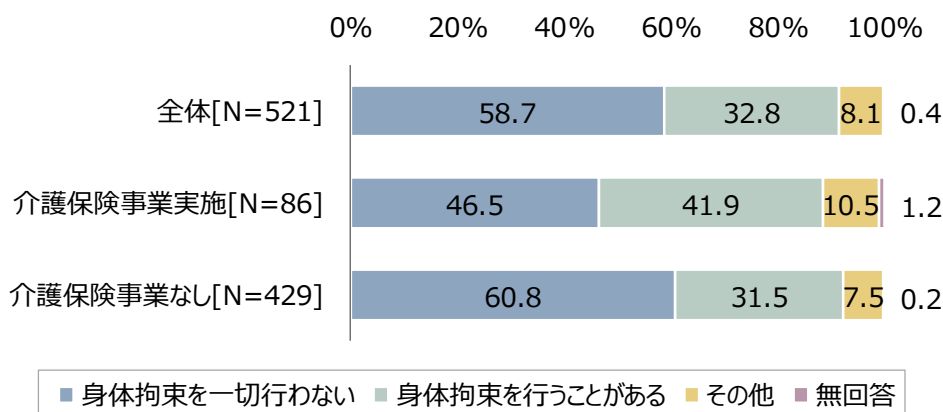
②身体拘束適正化の取組状況

■ 身体拘束の対応方針

調査対象サービスの利用者に対する、身体拘束の対応方針については、「身体拘束を一切行わない」が58.7%と半数を上回っている。「身体拘束を行うことがある」は、32.8%となっている。

介護保険事業を実施している事業者は、実施していない事業者に比べて「身体拘束を行うことがある」とする割合が高い。

図表－9 身体拘束の対応方針

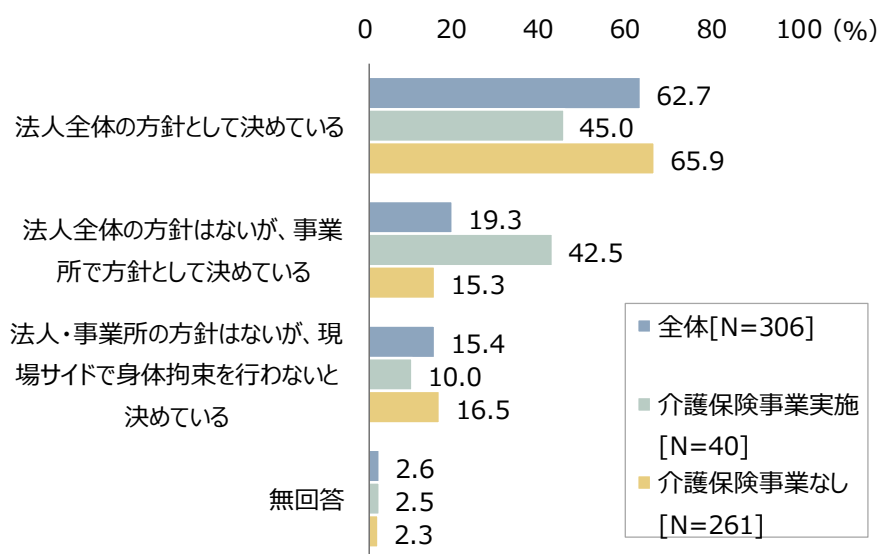


■ 身体拘束を行わない方針の適用範囲（身体拘束を一切行わないと回答した事業所）

「身体拘束を一切を行わない」と回答した事業所について、身体拘束を行わないという方針の適用範囲は、「法人全体の方針として決めている」が62.7%と最も多くなっている。

介護保険事業を実施している事業者では、実施していない事業者に比べて「法人全体の方針はないが、事業所で方針として決めている」とする割合が高い。

図表－10 身体拘束を一切行わないという方針の適用範囲

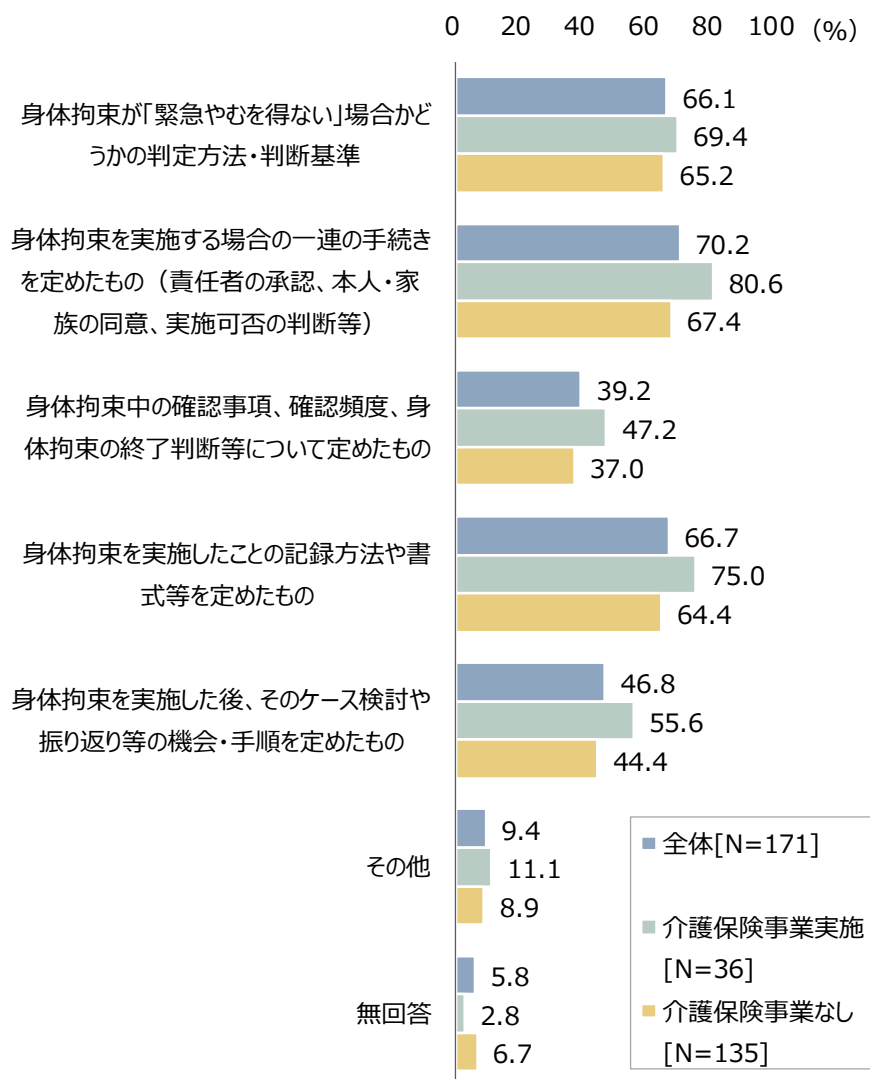


■ 身体拘束を行う際の明文化された手続きやガイドライン、マニュアル等の文書の整備状況（身体拘束を行うことがあると回答した事業所）

「身体拘束を行うことがある」と回答した事業所について、身体拘束を行う際の明文化された手続きやガイドライン、マニュアル等の文書の整備状況は、「身体拘束を実施する場合の一連の手続きを定めたもの（責任者の承認、本人・家族の同意、実施可否の判断等）」が70.2%と最も多く、次いで「身体拘束を実施したことの記録方法や書式等を定めたもの」が66.7%、「身体拘束が「緊急やむを得ない」場合かどうかの判定方法・判断基準」が66.1%となっている。

介護保険事業を実施している事業者では、実施していない事業者に比べて各項目に取り組んでいる割合が高い。

図表－11 身体拘束を行う際の明文化された手続きやガイドライン、マニュアル等の文書の整備状況



■ 身体拘束を実施する場合の手続きの概略

身体拘束を実施する場合の手続きについての回答を整理すると、以下の6つのプロセスに整理された。

図表－12 身体拘束を実施する場合の手続きの概略

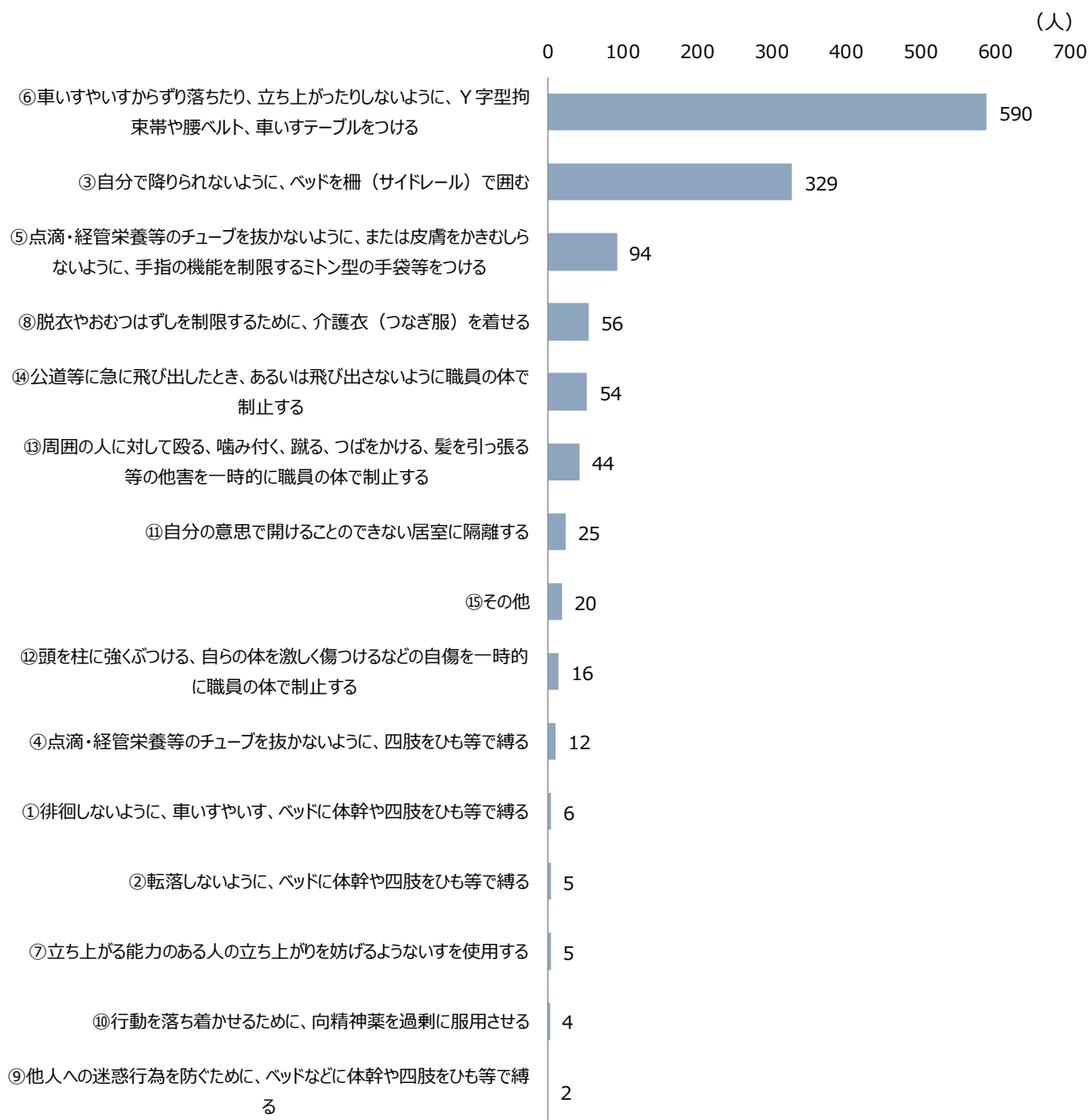
プロセス	回答例
契約時説明	・利用契約時に重要事項説明書において、やむを得ない場合の身体拘束について、本人、家族に説明し了解を得る。 ・入園児(契約時)に、当園で行う可能性のある行動制限について説明を行う。
必要性検討	・拘束が必要であると思われるような事象が発生した場合、虐待防止委員会を開き、必要性の可否を判断する。 ・サービス管理責任者をはじめ、各部署職員が出席するケース検討会議において身体拘束の適否を検討する。その際、やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしているかどうかを基準とする。 ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、施設長、サービス管理責任者、権利擁護安全委員会メンバーを含めた会議等を行い、3要件に留意して施設全体で判断する。
同意確認	・身体拘束を行う場合の要件を明確に定義し全ての要件を満たした場合のみ最小限の行動抑制を行う旨同意書を作成。本人、家族等に十分な説明を行った上、同意を得る。 ・「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を用い、年度当初に本人、家族（後見人）に同意を得る。説明と同意を得るにあたり、身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間と期間を具体的に説明し、十分な理解を得るように努める。
計画に沿った拘束実施	・常に代替的な方法を考慮し、やむを得ず行動制限を行う場合は、極めて限定的に行う。 ・身体拘束を行う際は原因となっている症状や状況に応じて、必要最低限の方法で行う。また、利用者の見守りを強化し、利用者本人や他の利用者等の身体、生命に危険がないように安全面に十分な配慮に努める。
記録・報告	・やむを得ず身体拘束を行った場合、その内容、目的、時間、心身の状況、やむを得なかった理由などを日誌またはケース記録に記載する。 ・身体拘束中は観察(直接ないし会話による)を行い、看護記録に記録する。 ・実施に際しては、実施日、実施方法、時間、等の記録を残し、速やかに保護者に内容を伝える。
再検討・解除	・身体拘束の期間が3か月以上になる場合は、3か月毎に関係者で再検討の機会を設け、延長するか決定する。話し合いの内容についてはモニタリング記録して残す。話し合いの結果を、利用者または代理人に説明を行い、承諾を得る。 ・解除に向けて、経過を観察し3要件を満たしているか確認し、随時、拘束等の必要の有無を検討する。環境整備も含め、別の保育・支援方法についても検討する。身体拘束の行動制限の解除後、身体拘束の行動制限を行ったことについて振り返り、検証を行う。身体拘束等を実施しないで利用児・者が気持ちよくサービスを利用できる環境について全職員で考え実施していく。

③身体拘束の状況

■ 総数（実施した実人数が多い方法順）

令和元年 10 月 25 日（金）～10 月 31 日（木）の一週間で、身体拘束を実施した実人数、延べ日数について聞いたところ、実施した実人数が多い方法順にみると、「⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y 字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける」が最も多く、次いで「③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む」、「⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける」となっている。

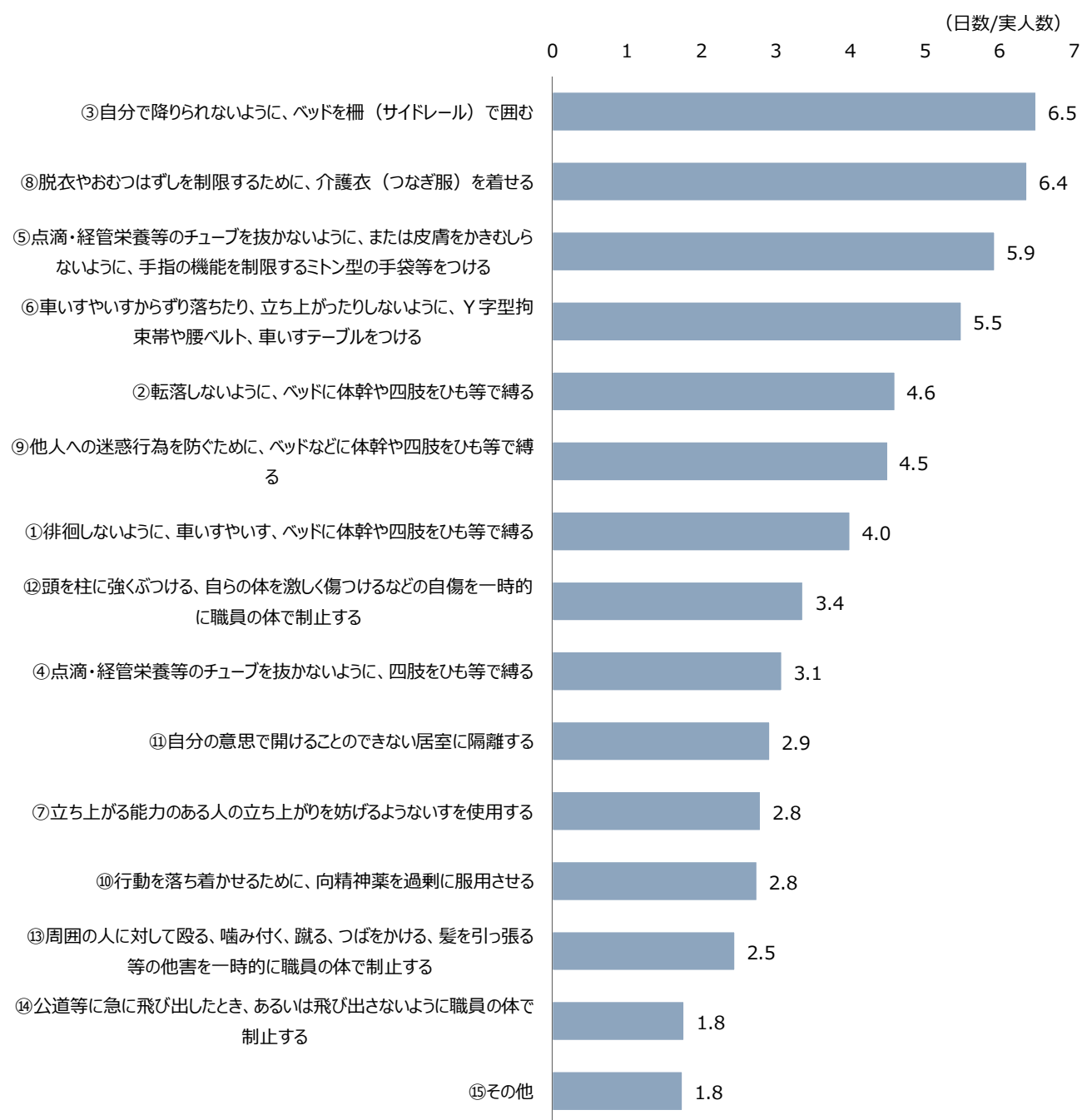
図表－13 身体拘束の実施状況（総数）【実施した実人数が多い方法順】



■ 総数（一週間のうち実施した日数が多い方法順）

一週間のうち実施した日数が多い方法順にみると、「③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む」、「⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる」は6日を上回っている。

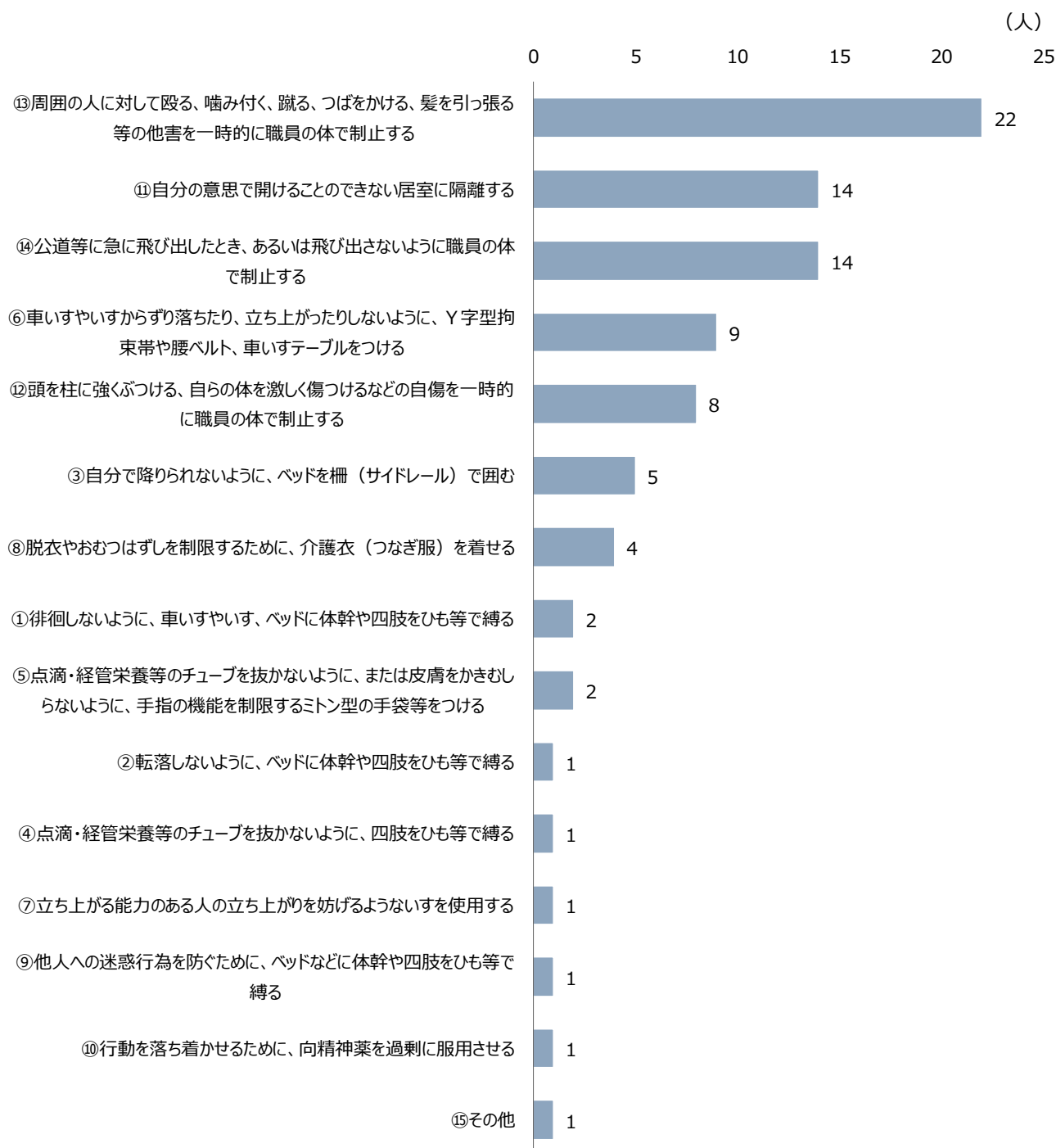
図表－14 身体拘束の実施状況（総数）【一週間のうち実施した日数が多い方法順】



■ 強度行動障害を有する児者（実施した実人数が多い方法順）

実施した実人数が多い方法順にみると、「⑬周囲の人に対して殴る、噛み付く、蹴る、つばをかける、髪を引っ張る等の他害を一時的に職員の体で制止する」が最も多く、次いで「⑪自分の意思で開けることのできない居室に隔離する」、「⑭公道等に急に飛び出したとき、あるいは飛び出さないように職員の体で制止する」となっている。

図表－15 身体拘束の実施状況（強度行動障害を有する児者）【実施した実人数が多い方法順】



■ 強度行動障害を有する児者（一週間のうち実施した日数が多い方法順）

一週間のうち実施した日数が多い方法順にみると、「③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む」、「②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る」、「④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る」等が5日を上回っている。

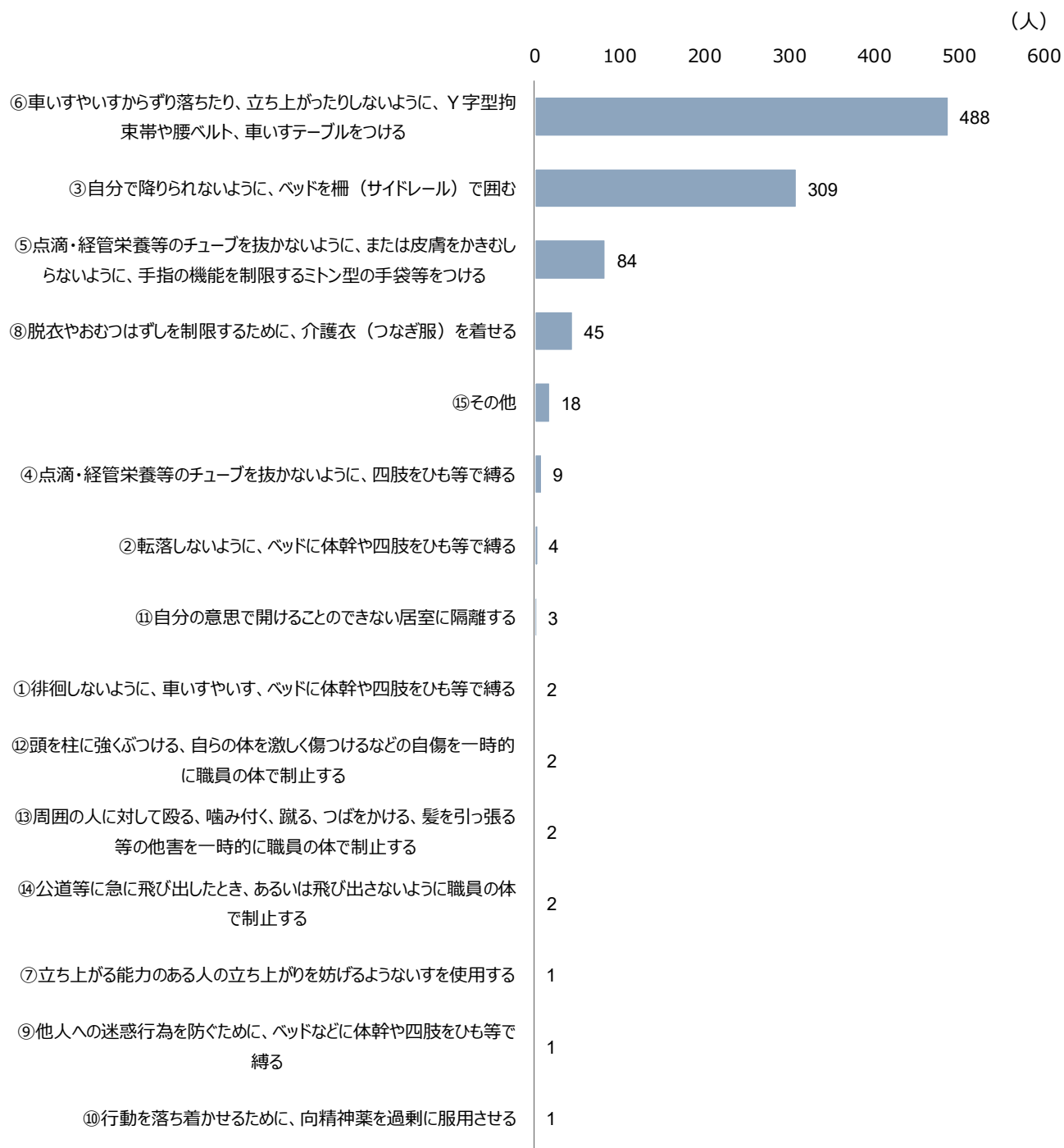
図表－16 身体拘束の実施状況（強度行動障害を有する児者）【一週間のうち実施した日数が多い方法順】



■ 重症心身障害児者（実施した実人数が多い方法順）

実施した実人数が多い方法順にみると、「⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける」が最も多く、次いで「③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む」となっている。

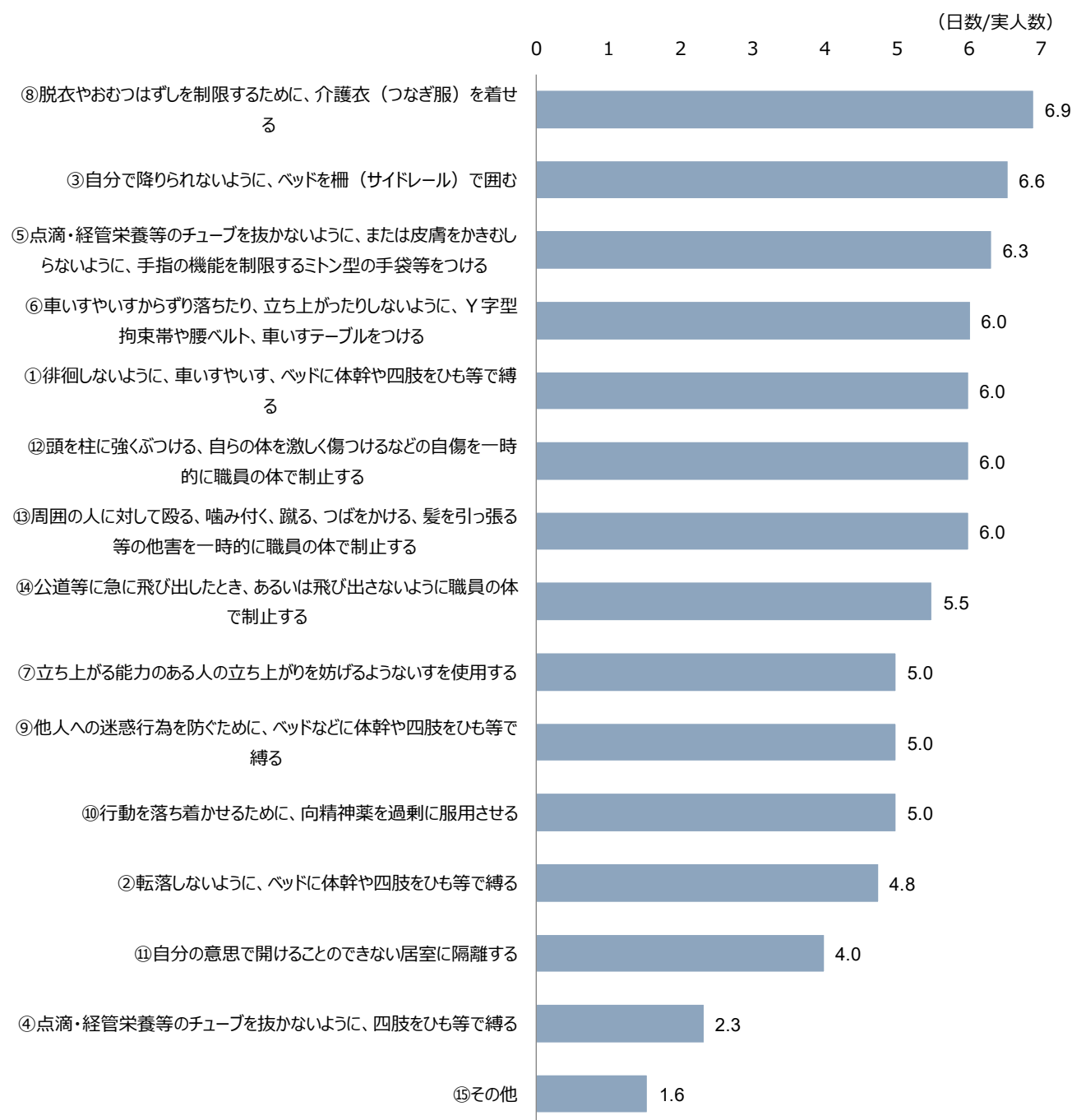
図表－17 身体拘束の実施状況（重症心身障害児者）【実施した実人数が多い方法順】



■ 重症心身障害児者（一週間のうち実施した日数が多い方法順）

一週間のうち実施した日数が多い方法順にみると、「⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる」、「③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む」、「⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける」等が6日を上回っている。

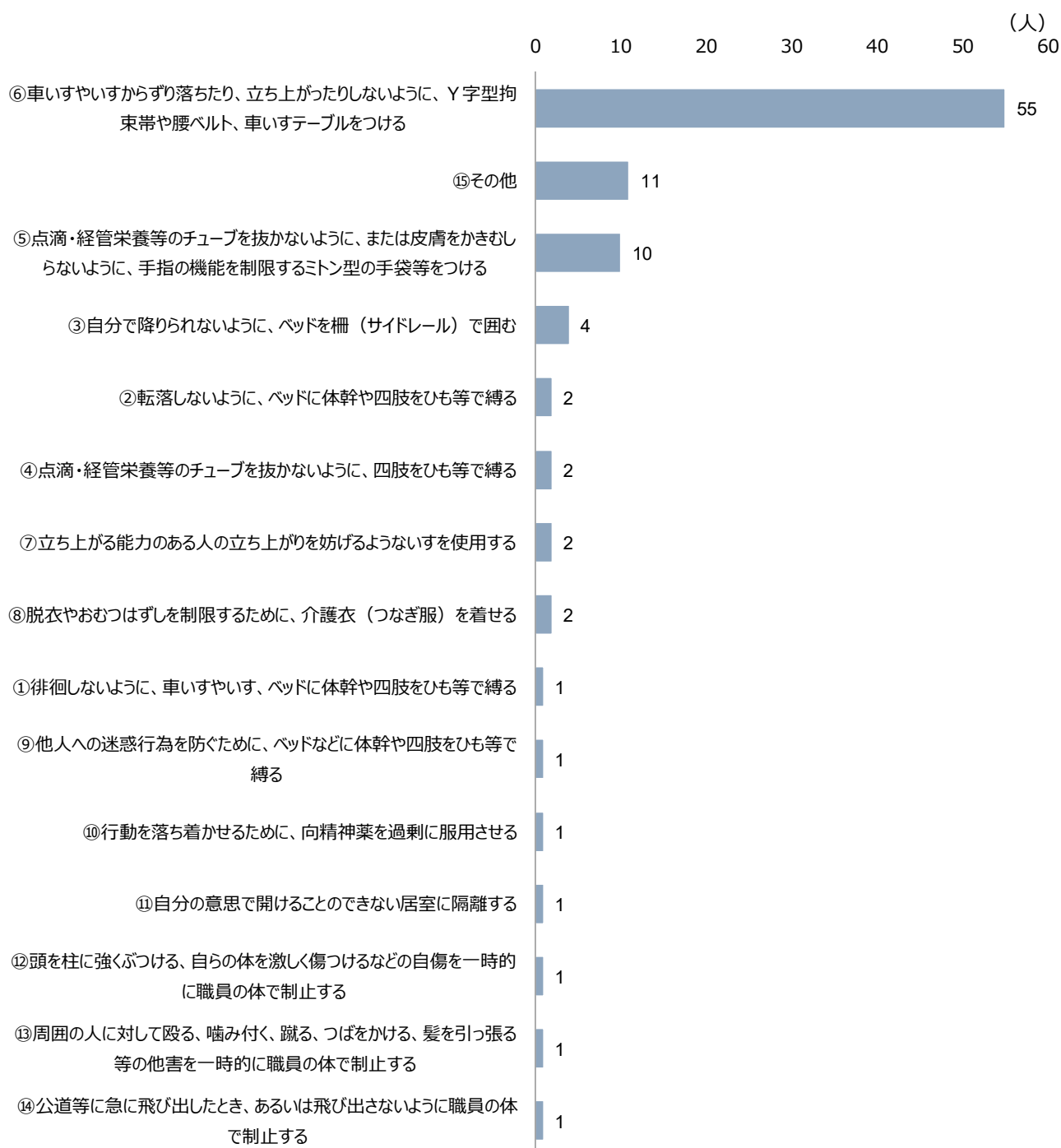
図表－18 身体拘束の実施状況（重症心身障害児者）【一週間のうち実施した日数が多い方法順】



■ 医療的ケアを要する児者（実施した実人数が多い方法順）

実施した実人数が多い方法順にみると、「⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける」が最も多くなっている。

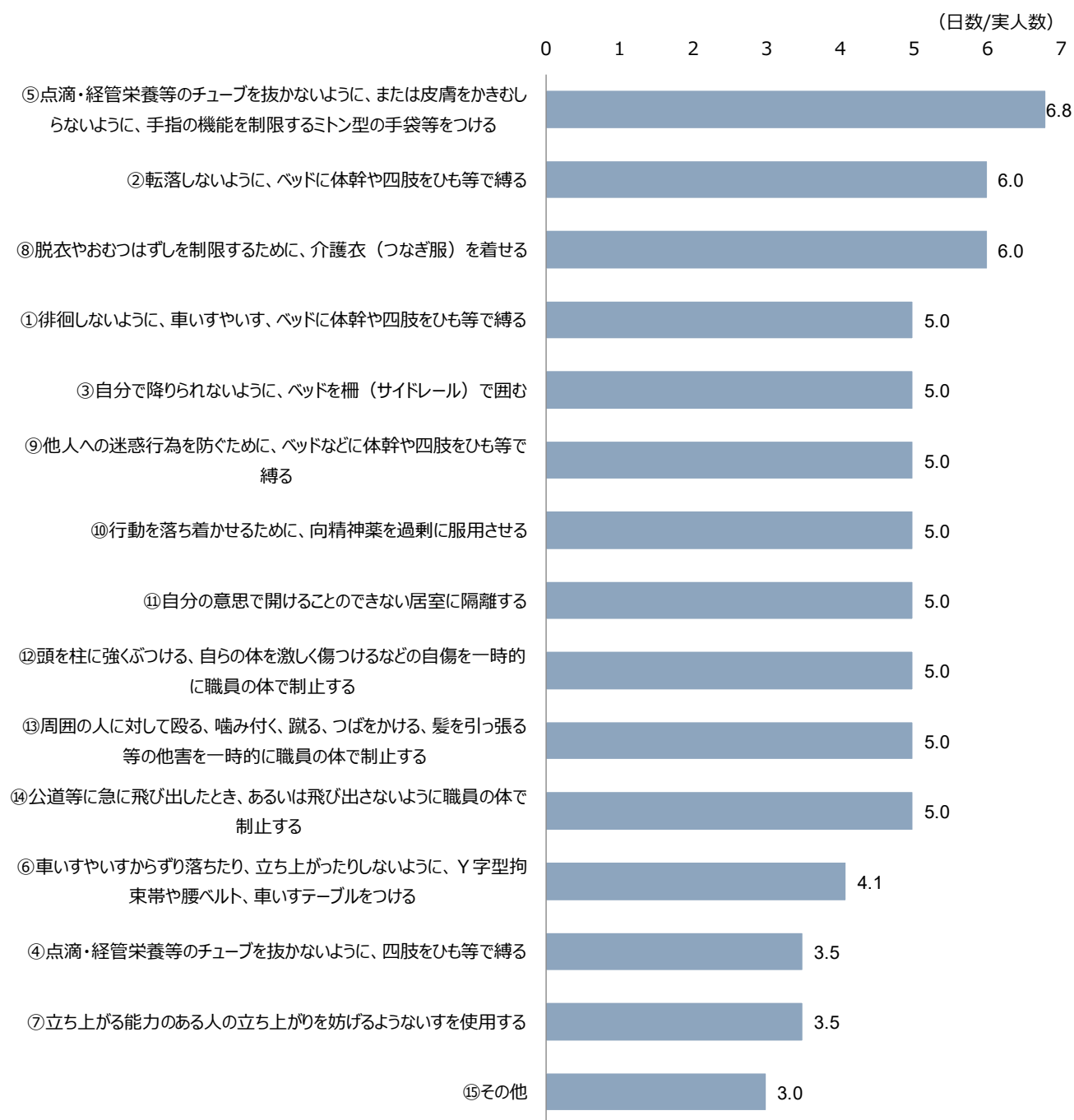
図表－19 身体拘束の実施状況（医療的ケアを要する児者）【実施した実人数が多い方法順】



■ 医療的ケアを要する児者（一週間のうち実施した日数が多い方法順）

一週間のうち実施した日数が多い方法順にみると、「⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける」、「②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る」、「⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる」が6日を上回っている。

図表－20 身体拘束の実施状況（医療的ケアを要する児者）【一週間のうち実施した日数が多い方法順】

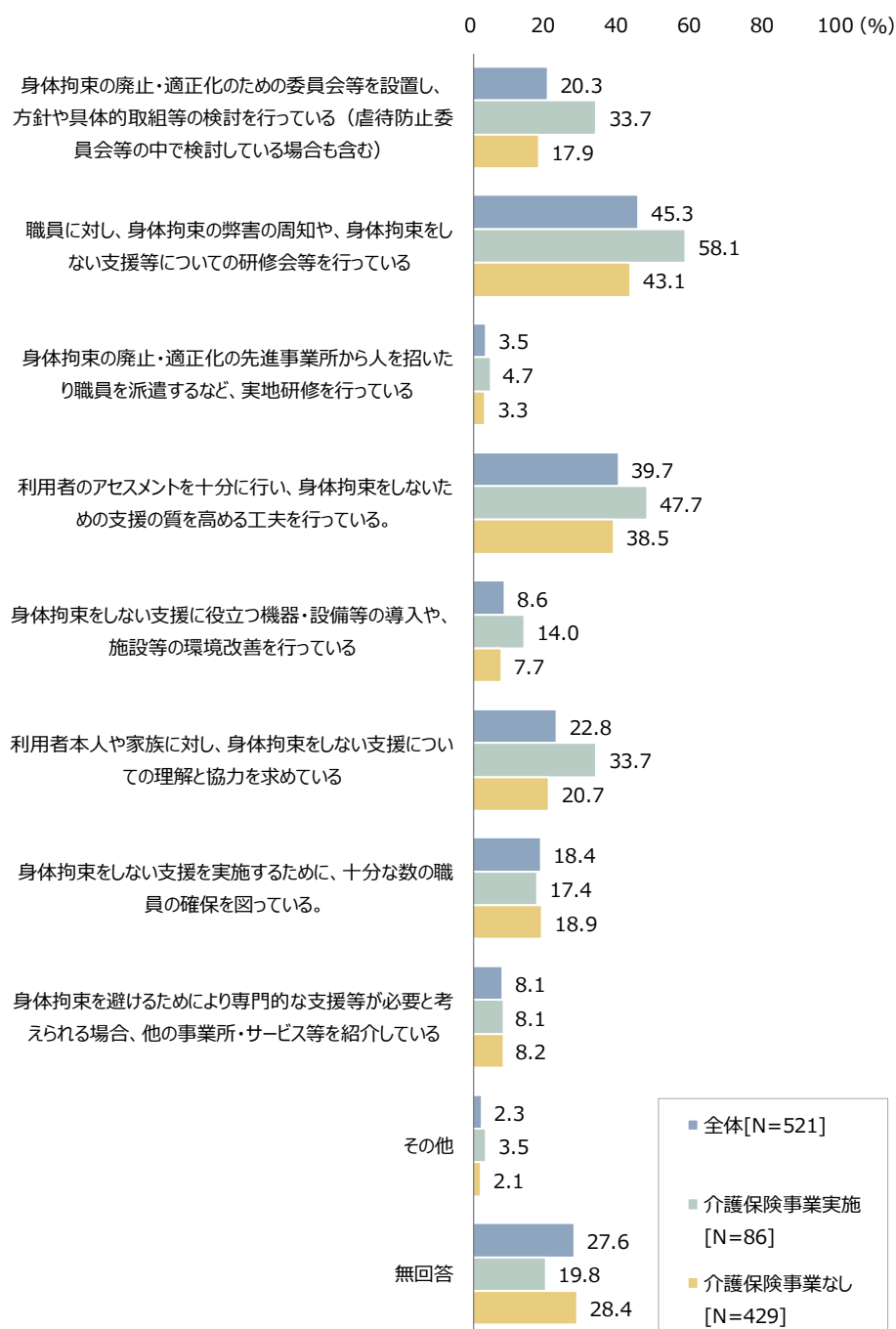


④身体拘束の廃止・適正化の取組として実施していること

身体拘束の廃止・適正化の取組として実施していることについては、「職員に対し、身体拘束の弊害の周知や、身体拘束をしない支援等についての研修会等を行っている」が45.3%と最も多く、次いで「利用者のアセスメントを十分に行い、身体拘束をしないための支援の質を高める工夫を行っている」が39.7%となっている。

介護保険事業を実施している事業者では、実施していない事業者に比べて各項目に取り組んでいる割合が高い。

図表－21 身体拘束の廃止・適正化の取組として実施していること



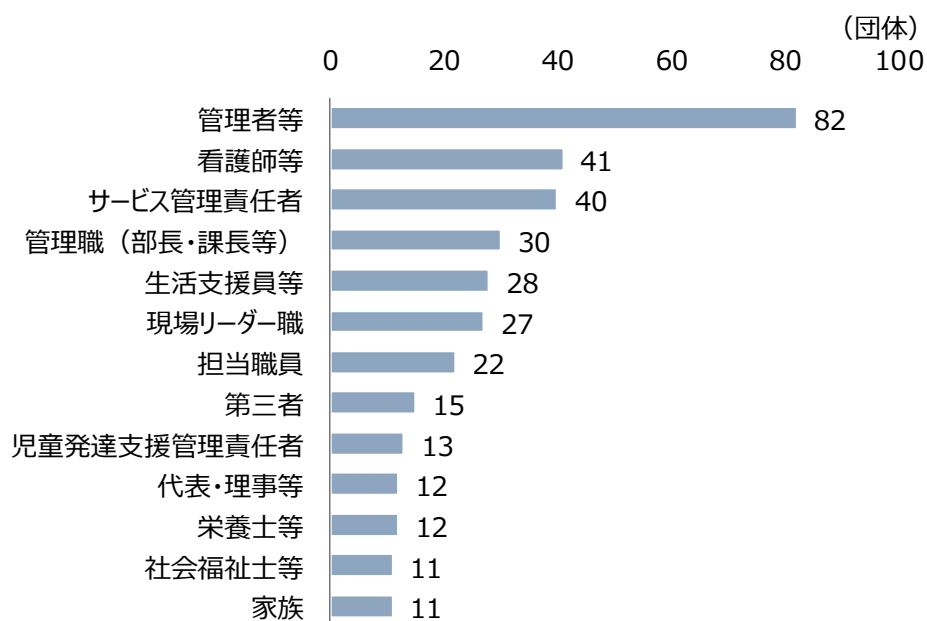
■ 身体拘束の廃止・適正化のための委員会組織の構成メンバー

「身体拘束の廃止・適正化のための委員会等を設置している」と回答した事業所のうち、99 事業所から委員会組織の構成メンバーについて回答があった。

回答を整理すると、委員会組織の構成メンバーとして最も多いのは「管理者等」の 82 事業所で、次いで「看護師等」「サービス管理責任者」が多くなっている。

何らかの第三者が加わっている事業者は、21 事業所あり、具体的な記載として多くあげられたのは、「家族」（6 事業所）であった。その他、利用者や町会長、民生委員、学識経験者、行政書士、医師等があげられた。

図表－22 身体拘束の廃止・適正化のための委員会組織の構成メンバー



（注）10団体以上から回答があったものをグラフに掲載

■ 身体拘束の廃止・適正化の取組として努力している具体的な取組内容

具体的な取組内容の回答を整理した。内訳としては、「職員研修」に関わる回答が多かった。

図表－23 身体拘束の廃止・適正化に向けて努力している具体的な取組内容

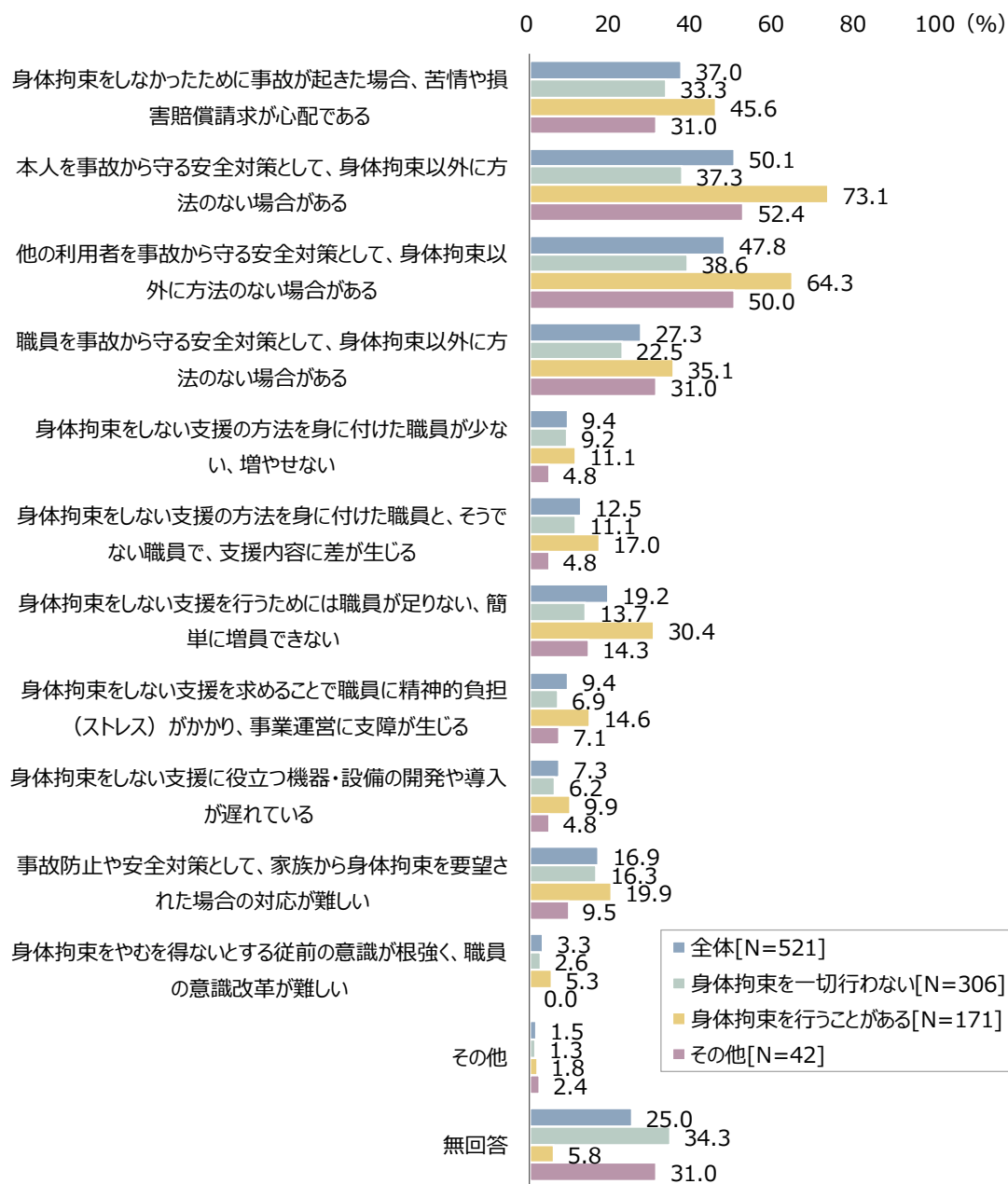
意見概要	回答例
身体拘束の回避につとめる	・利用者様本人の意向、不安を出来るだけスタッフ間で共有し、理解を深め選択肢から拘束を廃止している。 ・職員会議等で、あらかじめ拘束ではない代替策を検討し対応を行っている。
虐待防止委員会を設置	・虐待防止委員会の下部組織として、入所者身体拘束評価委員会（2回／年）、虐待防止研修委員会（職員を対象とした研修会 1回／年）、職員資質向上委員会（行動規範自己評価の実施1回／年）に取り組んでいる。 ・法人の虐待防止委員会を月2定例実施。法人内の事業で、虐待防止に努めている。
職員に適切な対応を周知	・事業所の理念や運営の基本方針として全職員に身体拘束禁止事項を伝え支援に取り組むように行っている。 ・「身体拘束その他行動制限防止マニュアル」を作成し、その内容を内部研修にて職員に周知徹底させている。
日々の話し合い	・日々のミーティングでのふり返りの中で支援のあり方や対応のしかたについて話し合う。 ・身体拘束の必要がないよう、職員のスキルアップや情報共有のため、毎日のミーティングの場を大切にしている。
利用者の状況を共有	・毎週の職員会議にて利用者のアセスメント情報を共有し、体調や様子の変化に迅速に対応する事で体調悪化を防止し身体拘束などの処置に至らないように心がけている。
ヒヤリハットを共有	・ミーティングやカンファレンスなどで申し送りやヒヤリハットなどを共有しスタッフ間で支援方法について話し合いを行っている。
職員研修を実施	・虐待防止研修の中に組み込み、定期的な自主研修と新規採用者への研修を行っている ・職員が身体拘束などについての研修が受けれるよう、勤務を調整している。 ・虐待に関する研修(事業所内研修・外部研修)ともに積極的に実施及び参加をしている。研修参加者には、レポート提出とともに報告・発表の機会を作っている。
利用者の気持ちの安定	・身体拘束を行わなければならないような状況を作り出さないように、利用者さんに見通しが持てる情報提供や安心できる声掛けや環境調整を行うように取り組んでいる。 ・言葉や絵カードで意思表示、コミュニケーションを必ず密にとり、暴れること以外での意思表示ができるよう支援している。
環境づくり	・座位保持椅子を使用している利用者には、離席する機会を設ける。その際は、困り行動(他害、多動、物投げ等)の予測をし、支援する。
適切な記録	・安全確保のための固定ベルト等を必要なときのみ使用するよう徹底している。個別支援計画にも固定ベルト等の使用の有無を明記し、ベルト固定を実施した場合は支援記録に記載している。
拘束時間を減らす	・十分な数の職員配置は難しいが、日中活動や支援内容により、個別対応できるように優先的に調整し、拘束時間の短縮や回数が減るように考慮している。 ・車椅子利用者は、降車をして拘束されている時間を減らしている。制止する際に、単文で分かり易いような声かけもしている。
再検討し、解除をめざす	・毎月、施設内の委員にて、身体拘束の有無、内容を検証し、適切であったかを確認している。予防法、改善策等話し合い、廃止へとつながるよう検討を重ねている。 ・毎月1回は必ず虐待防止委員会を開催し、身体拘束の状況を把握、別の方法や支援策等を検討し適正化を図っている。

⑤身体拘束を廃止する場合に課題になると思われること

身体拘束を廃止する場合に課題になると思われることについては、「本人を事故から守る安全対策として、身体拘束以外に方法のない場合がある」が50.1%、「他の利用者を事故から守る安全対策として、身体拘束以外に方法のない場合がある」が47.8%と多くなっている。

「身体拘束を行うことがある」事業者では、「身体拘束を一切行わない」事業者に比べて、各項目を課題としてあげる割合が高い。

図表－24 身体拘束を廃止する場合に課題になると思われること

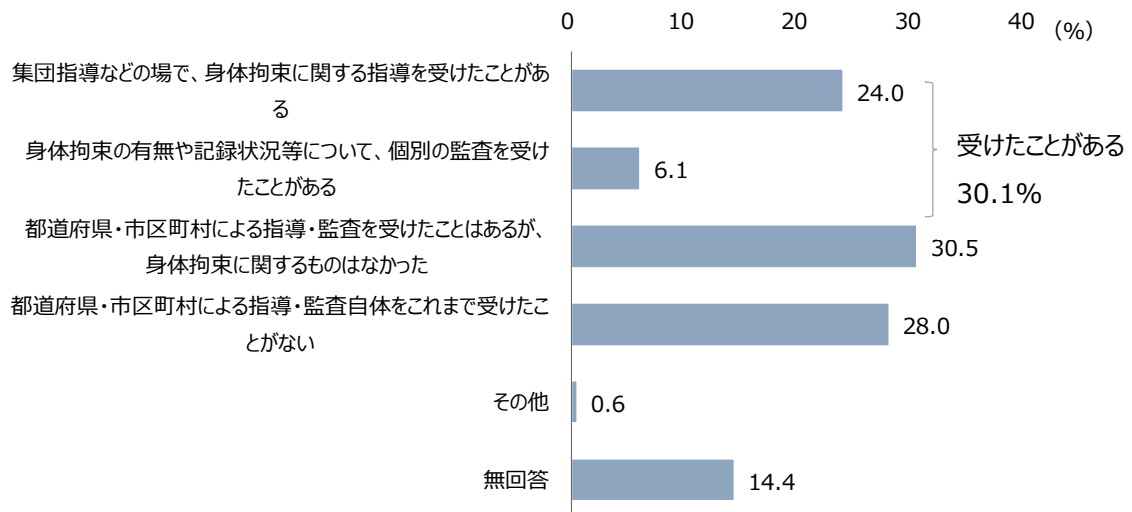


⑥身体拘束に関する指導・監督の経験

身体拘束に関する指導・監督の経験については、「都道府県・市区町村による指導・監査を受けたことはあるが、身体拘束に関するものはなかった」が30.5%と最も多く、次いで「都道府県・市区町村による指導・監査自体をこれまで受けたことがない」が28.0%となっている。

身体拘束に関する指導・監督を受けたことがある割合は、30.1%となっている。

図表－25 身体拘束に関する指導・監督の経験 [n = 521]

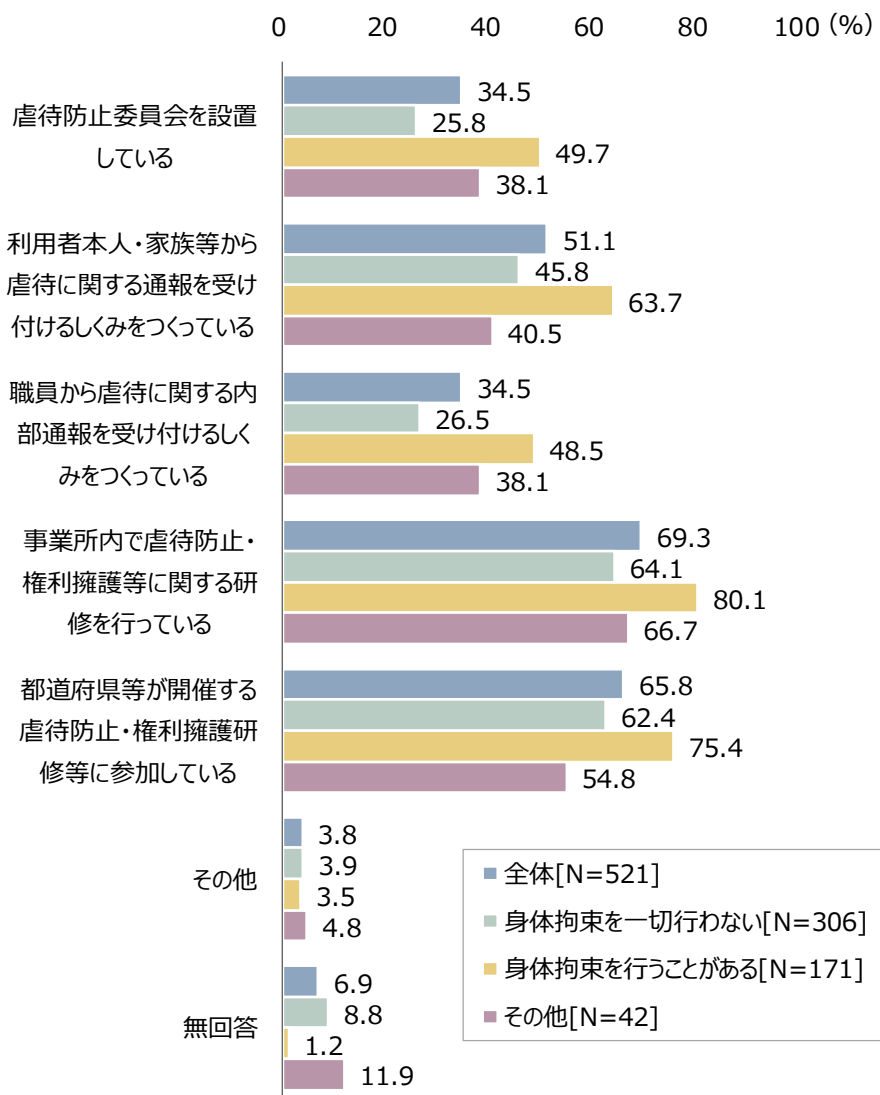


⑦障害者虐待防止に関する取り組みとして実施していること

障害者虐待防止に関する取り組みとして実施していることについては、「事業所内で虐待防止・権利擁護等に関する研修を行っている」が69.3%と最も多く、次いで「都道府県等が開催する虐待防止・権利擁護研修等に参加している」（65.8）、「利用者本人・家族等から虐待に関する通報を受け付けるしくみをつくっている」（51.1%）となっている。

「身体拘束を行うことがある」事業者では、「身体拘束を一切行わない」事業者に比べて、各項目を取り組みとしてあげる割合が高い。

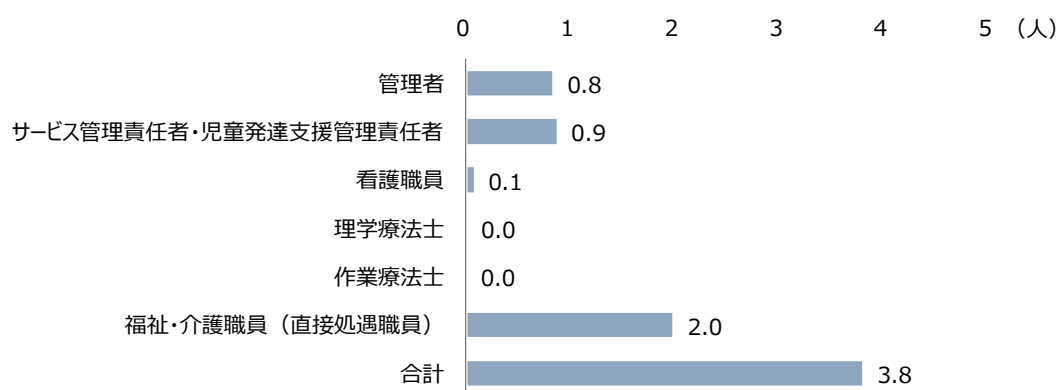
図表－26 障害者虐待防止に関する取り組みとして実施していること



■ 都道府県等が開催する研修への受講済みの人数

「都道府県等が開催する虐待防止・権利擁護研修等に参加している」事業所について、調査対象サービスを担当する職員の受講済み人数の平均値は、合計が 3.8 人となっている。職種別では、「福祉・介護職員（直接処遇職員）」が 2.0 人と最も多く、次いで「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」（0.9 人）、「管理者」（0.8 人）となっている。

図表－27 （都道府県の研修に参加と回答している事業における）研修への受講済み人数

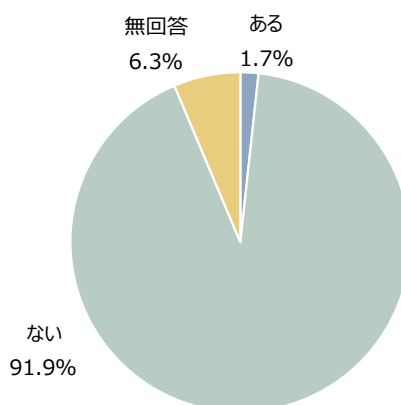


⑧身体拘束廃止実施減算

■ 「身体拘束廃止未実施減算」の適用有無

「身体拘束廃止未実施減算」の適用有無については、「ない」が 91.9%とあっており、「ある」は 1.7% (9 事業所)である。

図表－28 「身体拘束廃止未実施減算」の適用有無 [n = 521]



■「身体拘束廃止未実施減算」の適用経緯

「身体拘束廃止未実施減算」の適用対象となったケースとして、6ケースの回答があった。

図表－29 「身体拘束廃止未実施減算」の適用対象となったケース

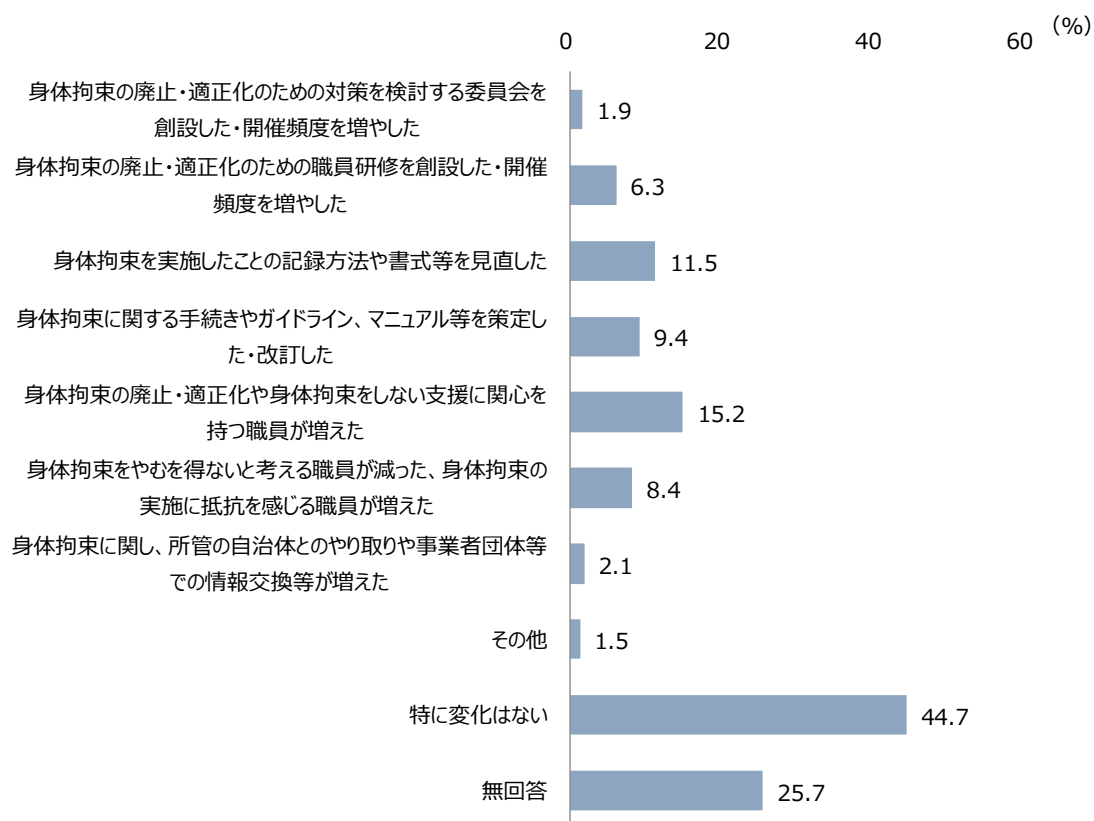
	ケース1	ケース2	ケース3
減算適用期間	3か月	4か月	14か月
減算適用要件となった身体拘束事例の概要	生活介護利用者に対して、安全な座位保持のために車いすに付属のベルトを着用	(不明)	聴覚過敏があり、自傷行為が見られる方に対して、他者への外傷の危険性が高い等の理由から、聴覚、視覚情報の緩和を目的に余暇時間の施錠を一時的に行った
記録等が行わなかった理由	本人がベルトの取り外しを自由にされることもあり、ケアプランへの記載や利用日の日誌への記入ができていなかった	記録を整理し共有できない状況であった。支援者への研修の実施が不十分であった。	保護者には一時施錠については承諾を得ていたが、承諾書、個別支援計画等の記録の記載をしていなかった。
改善計画の作成・報告に至るプロセス	やむを得ず身体拘束を行う場合は3要件（切迫性、非代替性、一時性）を十分に確認のうえ、組織的に判断すること。また、その態様及び時間、その際の利用者の必身の状況並びに緊急やむを得ない理由やその他必要な事項を記録する。 虐待防止への取り組み強化を推進する為、運営規定を見直し法人全事業所対象の組織、体制強化を図る。	行政指導のもと、仕組みをつくったことで、法人内での意識や実践へとつながった。	①電子記録、居室を施錠した際の時間・様態と心身の状況、施錠をするやむを得ない理由の記録を取る。②個別支援計画書に居室施錠の理由と様態及び時間を記載する。年2回実施している個別支援計画説明会で保護者に説明し了解を得る。③緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書を作成する。サービス管理者が作成し、施設管理者同席のもと保護者に説明し了解を得る。

	ケース4	ケース5	ケース6
減算適用期間	3か月	7か月	6か月
減算適用要件となった身体拘束事例の概要	グループホーム利用者に対して様々な制止を行った。（他の利用者を叩いていたのを制止、夜間のパニック、外出時、危険回避の為の制止、熱いやかんに手を伸ばした際の制止、トイレ内での不衛生行為についての制止）	重度の身体障害者に対して、車いすの胸ベルト・腰ベルト等の使用、送迎中のミトンの使用	車いすの腰ベルトや、Y字ベルトの利用
記録等が行わなかった理由	身体拘束の定義についての学習不足、身体拘束の記録としての書式等の整備や知識が不足していた。また共有出来ていなかった。	安全上の必要がありかつ個別支援計画にて拘束内容等を明記し説明・同意を得て実施していたため、記録まで整備していなかった。	記録票が制度に沿ったものではなかったことから、拘束としての同意をとっていなかった。
改善計画の作成・報告に至るプロセス	各ホームの支援員、世話人全ての職員に聞き取り報告を（アンケート）行い、人権研修を行った上でどのような事例が身体拘束にあたるのか、よかれと思ってのパターナリズムになっていないか等の会議を経て、個別支援計画を共有。	法人すべての事業管理者を招集し、身体拘束に関する実態とその記録等の整備状況を確認、未整備の事業所に関しては迅速に改善することを確認するとともに、実施に向けて職員会議にて協議する場を設けた。実施していくなかで、送迎車にメモ用紙を常設し記録を残し身体拘束記録台帳に転記するとか職員から改善の提案があるなど、意識にも変化が見られた。	身体拘束マニュアル・記録票の改訂。職員研修の実施。患者家族への説明と同意書作成。

■「身体拘束廃止未実施減算」創設による取組や意識等の変化

「身体拘束廃止未実施減算」創設による取組や意識等の変化については、「特に変化はない」が44.7%と最も多く、次いで「身体拘束の廃止・適正化や身体拘束をしない支援に関心を持つ職員が増えた」（15.2%）となっている。

図表－30 「身体拘束廃止未実施減算」創設による取組や意識等の変化 [n = 521]

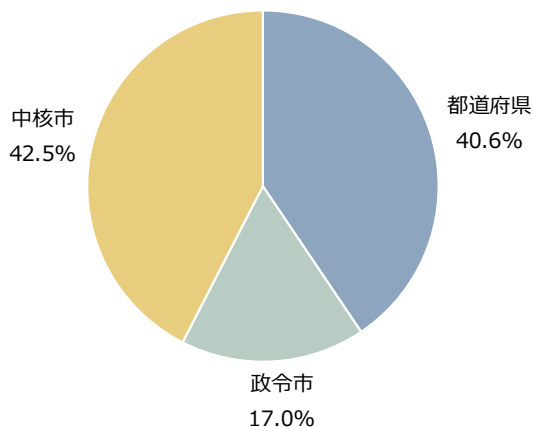


(5) 自治体調査の結果

■ 回答した自治体の区分

調査対象は、都道府県、政令市、中核市である。回答した自治体の内訳区分は、中核市 42.5%、都道府県 40.6%、政令市 17.0%となっている。

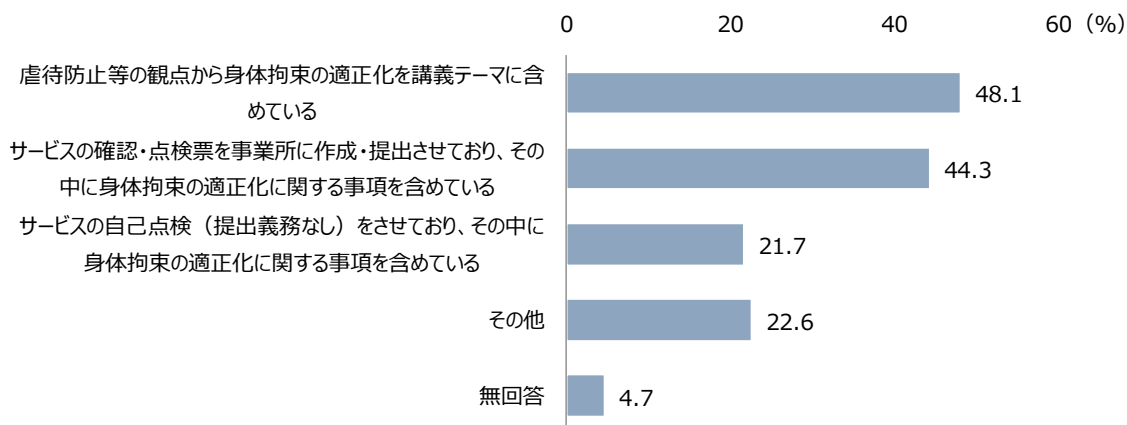
図表－31 回答自治体の区分 [n = 106]



①行政説明や指導監査における身体拘束の適正化に関わる事項の実施状況

所管の障害福祉サービス等事業所への行政説明や指導監査を行うにあたり、身体拘束の適正化に関する事項の実施状況については、「虐待防止等の観点から身体拘束の適正化を講義テーマに含めている」（48.1%）と、「サービスの確認・点検票を事業所に作成・提出させており、その中に身体拘束の適正化に関する事項を含めている」（44.3%）が多くなっている。

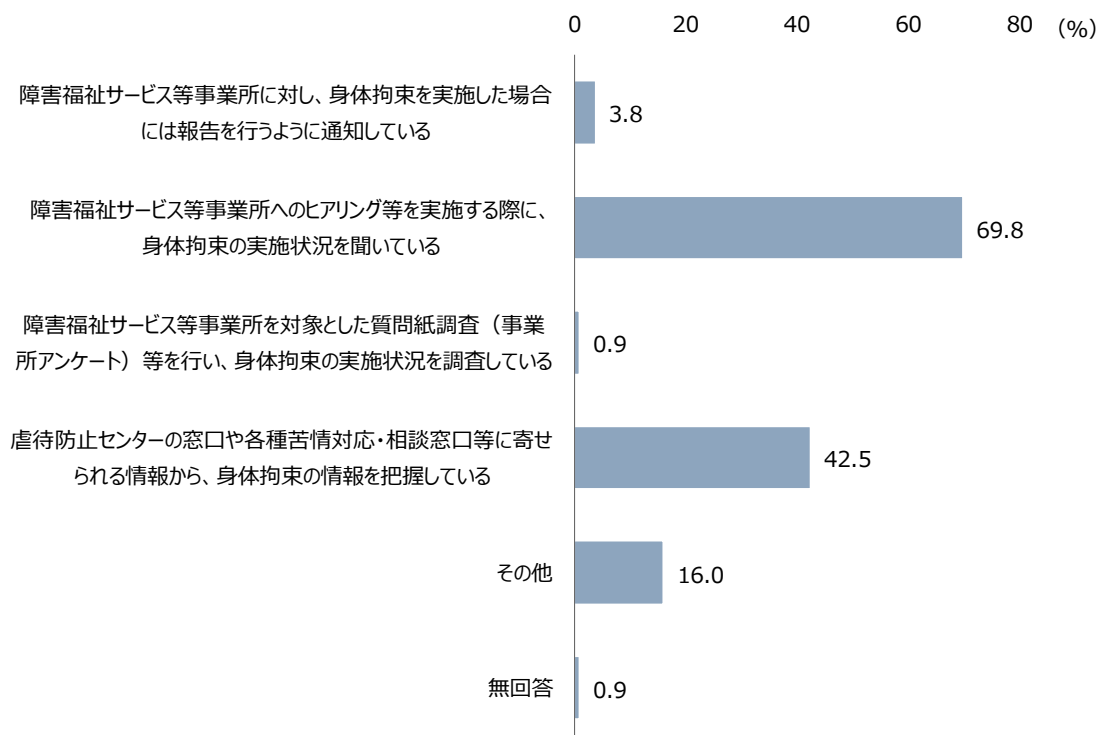
図表－32 行政説明や指導監査における取組の実施状況 [n = 106]



②身体拘束の実施状況の把握方法

所管の障害福祉サービス等事業所における身体拘束の実施状況の把握方法については、「障害福祉サービス等事業所へのヒアリング等を実施する際に、身体拘束の実施状況を聞いている」が69.8%と最も多く、次いで「虐待防止センターの窓口や各種苦情対応・相談窓口等に寄せられる情報から、身体拘束の情報を把握している」が42.5%となっている。

図表－33 身体拘束の実施状況の把握方法 [n = 106]

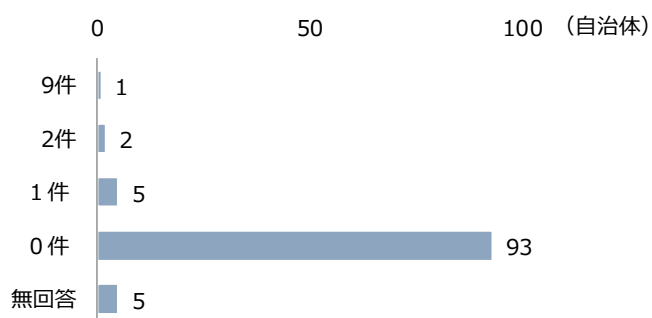


③「身体拘束廃止未実施減算」の適用状況

所管の障害福祉サービス等事業所における「身体拘束廃止未実施減算」の適用事例の把握件数については、8自治体（7.5%）において1件以上の事例を把握している。

把握件数別に自治体数をみると、9件が1自治体、2件が2自治体、1件が5自治体となっており、合計すると18事例となっている。

図表－34 「身体拘束廃止未実施減算」の適用事例の把握件数 [n = 106]



■「身体拘束廃止未実施減算」の適用事例の概要

9 ケースについて回答があった。

図表－35 「身体拘束廃止未実施減算」の適用事例の概要

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
法人種別	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	株式会社
対象サービス	生活介護	生活介護	生活介護	生活介護
減算適用期間	7か月	3か月	9か月	未定
減算対象であることが判明した経緯	実地指導	実地指導（記録を確認）	実地指導	実地指導（記録を確認）
身体拘束事例の概要	車いすベルト、ミトンの着用	車いすベルトの着用、ベッド柵の利用	自分の意思で開けることができない居室等に隔離	車いすベルトの着用
記録等が行われなかった理由	記録の必要性についての認識不足	記録の必要性についての認識不足	身体拘束に該当するという認識がなかった	事業者の認識不足
事業所への指導等の概要	誤って請求した給付費の返還／身体拘束は原則禁止であることから廃止に向けて取り組み、適切に記録するように指導	個別支援計画への記載／身体拘束3要件の検討／検討会の記録／拘束時の記録や第三者委員への報告を指導	身体拘束実施のための要件を説明	身体拘束を行う場合の取扱いを説明
事業所の対応、提出された改善計画の内容等の概要	指導後は適正に記録するようにして、給付費の返還を行った。	説明書・同意書の様式を作成し、個別支援計画に記載／身体拘束時に記録を作成／実施状況を逐次、第三者委員会に報告	扉・鍵の撤去／外部講師による事業所内研修／ケース会議、計画作成に係る担当者会議で再確認	これから提出を求める

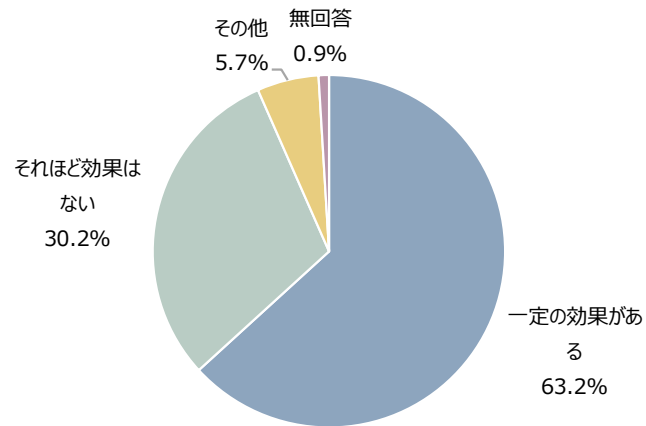
	ケース5	ケース6
法人種別	社会福祉法人	社会福祉法人
対象サービス	障害者支援施設（入所・生活介護）	共同生活援助
減算適用期間	未確定	3か月
減算対象であることが判明した経緯	障害福祉施設従事者等による障害者虐待にかかる現地確認調査	実地指導（記録を確認）
身体拘束事例の概要	部屋を施錠	家族の了解を得ていない方法での拘束を管理者が指示
記録等が行われなかった理由	事業所の無知、意識の低さ	やむを得ず身体拘束を行う場合の要件や手続きの4原則が、管理者をはじめ全従業員に周知されていない
事業所への指導等の概要	改善計画の提出を依頼	「3要件＋手続きの4原則」の遵守／利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のために組織的支援体制の整備、虐待防止研修や人権研修の実施／体調急変等の緊急対応マニュアルの作成と従業員への周知徹底／従業員一人ひとりに虐待防止の意識が浸透しているかの確認
事業所の対応、提出された改善計画の内容等の概要	現在対応中	身体拘束をやむを得ず行う場合は、家族の了解を得た上で、必要な手続きを取り支援する／虐待防止委員会の設置運用／死亡事故を忘れることがないように毎月15日に全従業員への人権意識向上のための「読む研修」を行う／緊急連絡先の掲示をするなど、従業員が利用者の体調の急変時に緊急時の対応ができるように周知／理事長と各事業の管理者が参加する「事業責任者会議」を毎月実施

	ケース7	ケース8	ケース9
法人種別	社会福祉法人		独立行政法人
対象サービス	共同生活援助	就労継続支援B型	指定発達支援医療機関
減算適用期間	13か月	3か月	7か月
減算対象であることが判明した経緯	身体拘束の虐待を行っているとの従業者からの通報	実地指導	異なる単価での請求があり、身体拘束未作成減算適用によるものであることが判明
身体拘束事例の概要	部屋の入り口を施錠	車いすベルトの着用	
記録等が行われなかった理由	身体拘束の虐待に該当するとの認識がなかった		
事業所への指導等の概要	事業所並びに法人内の虐待防止委員会の機能強化／アセスメントの取り直しと個別支援計画の身体拘束に関わる事項の明記／夜勤職員に利用者対応の注意点等の伝達方法の改善／事業者管理者・責任者としての責務	身体拘束等を行う際の記録の実施、改善計画の提出、身体拘束廃止未実施減算の算定	
事業所の対応、提出された改善計画の内容等の概要	市が指導した上記4項目に加え、虐待防止委員会の要望により、次の5項目を実施。 (日勤を安定させる／夜勤体制の体制を厚くする／Off-JTの実施／スローガンの掲示／倫理綱領の掲示)	身体拘束等を行う際の記録の実施、虐待防止研修への参加	

④「身体拘束廃止未実施減算」創設による効果

「身体拘束廃止未実施減算」創設による、障害福祉サービス等事業所における身体拘束の廃止・適正化の効果については、「一定の効果がある」が63.2%と最も多く、次いで「それほど効果はない」が30.2%となっている。

図表－36 「身体拘束廃止未実施減算」創設による効果 [n = 106]

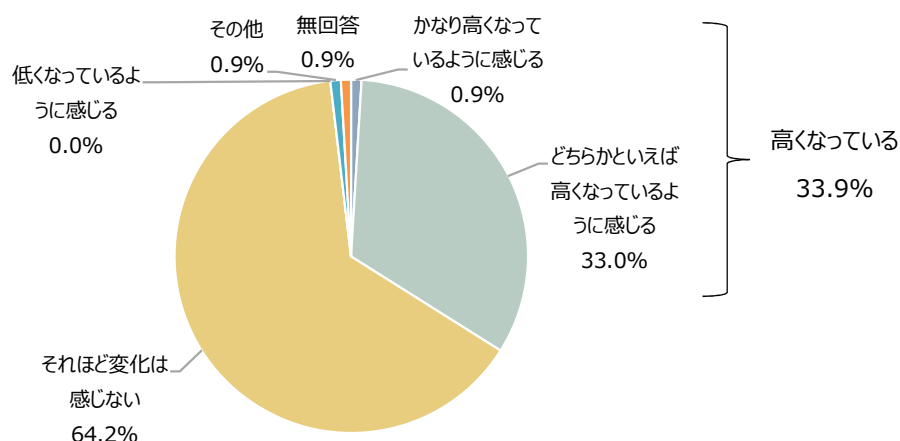


⑤ 「身体拘束廃止未実施減算」創設にともなう事業所の意識の変化

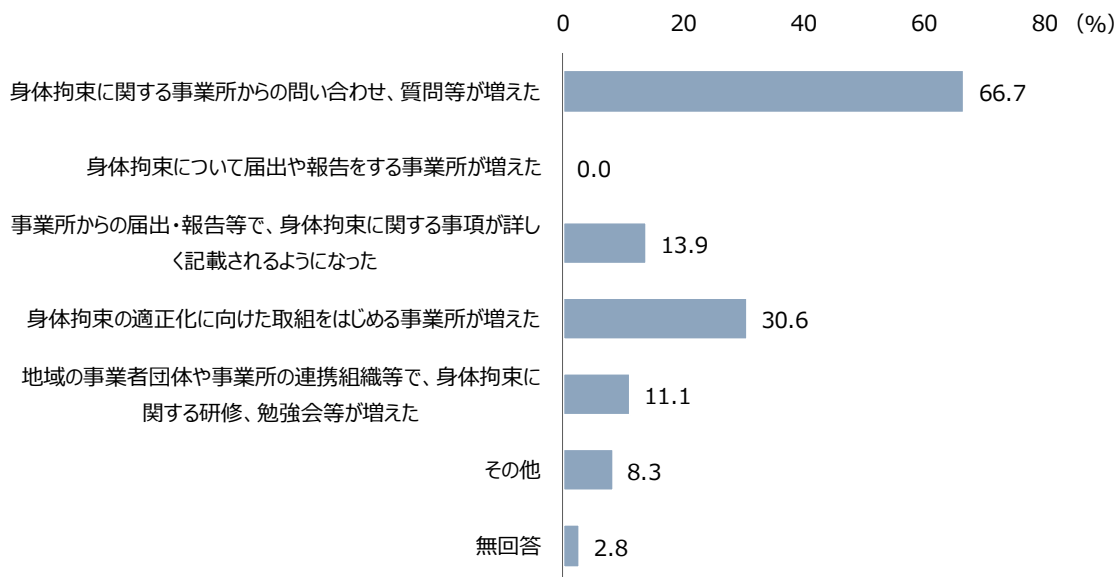
「身体拘束廃止未実施減算」創設にともなう、障害福祉サービス等事業所における、身体拘束の廃止・適正化に関する意識の変化については、「それほど変化は感じない」が64.2%と最も多く、次いで「どちらかといえば高くなっているように感じる」が33.0%となっている。「高くなっていると感じる」（かなり+どちらかといえば）割合は33.9%である。

「高くなっている」と感じている自治体を感じた変化としては、「身体拘束に関する事業所からの問い合わせ、質問等が増えた」が66.7%と最も多く、次いで「身体拘束の適正化に向けた取組をはじめる事業所が増えた」が30.6%となっている。

図表－37 「身体拘束廃止未実施減算」創設にともなう事業所の意識の変化 [n = 106]



図表－38 「高くなっている」と思う自治体を感じた変化 [n = 36]



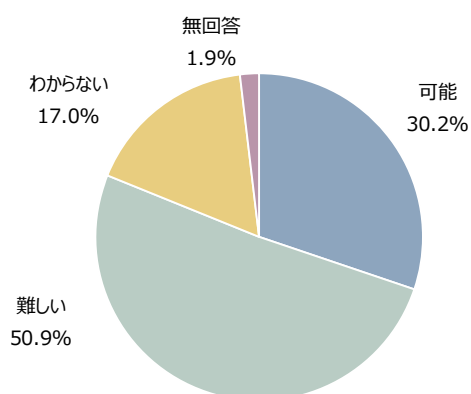
⑥障害福祉サービス等事業に減算適用の要件を追加することの可否

■「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の開催

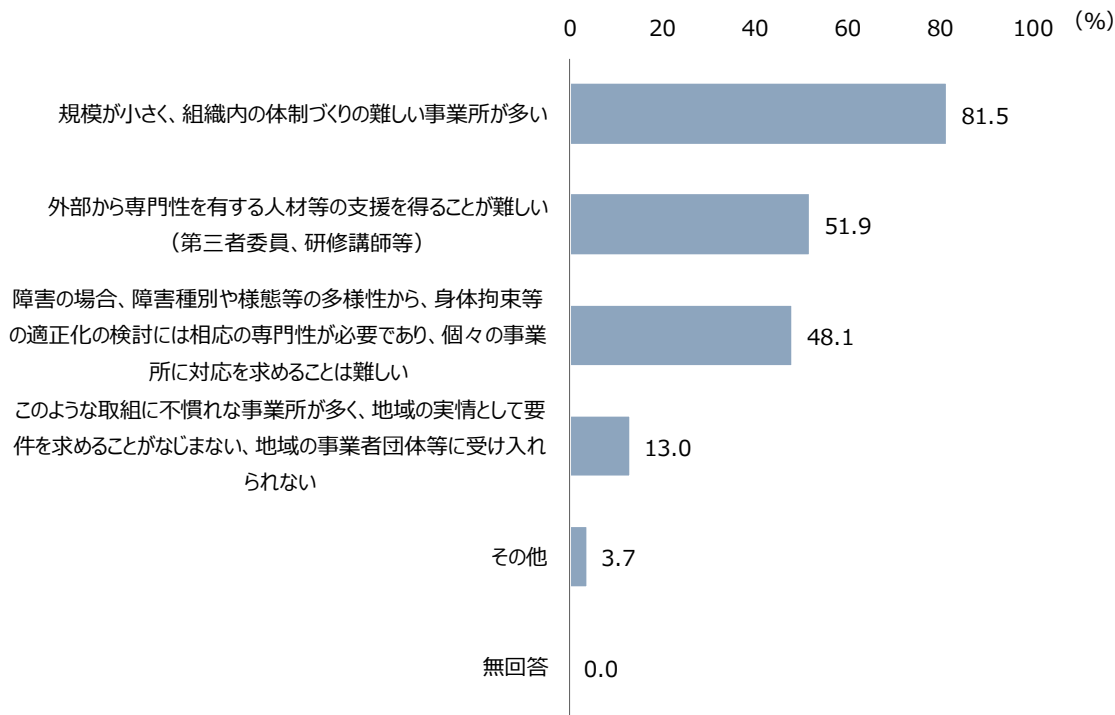
「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の開催を減算適用の要件として追加することの可否については、「難しい」が50.9%と半数を上回っており、「可能」は30.2%となっている。

難しい理由としては、「規模が小さく、組織内の体制づくりの難しい事業所が多い」が81.5%と最も多く、次いで「外部から専門性を有する人材等の支援を得ることが難しい（第三者委員、研修講師等）」（51.9%）、「障害の場合、障害種別や様態等の多様性から、身体拘束等の適正化の検討には相応の専門性が必要であり、個々の事業所に対応を求めることは難しい」（48.1%）となっている。

図表－39 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の開催を要件として追加することの可否 [n = 106]



図表－40 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の開催の要件追加が難しい理由 [n = 54]

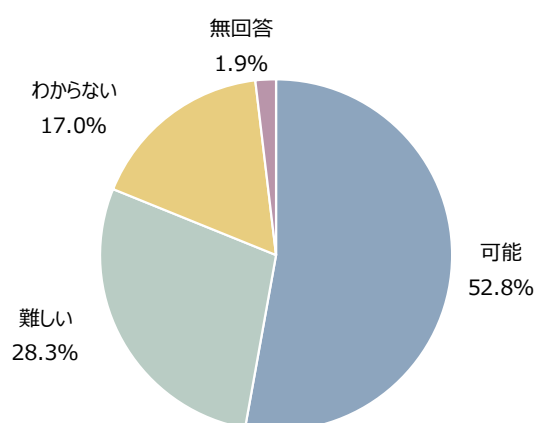


■「身体的拘束等の適正化のための指針」の整備

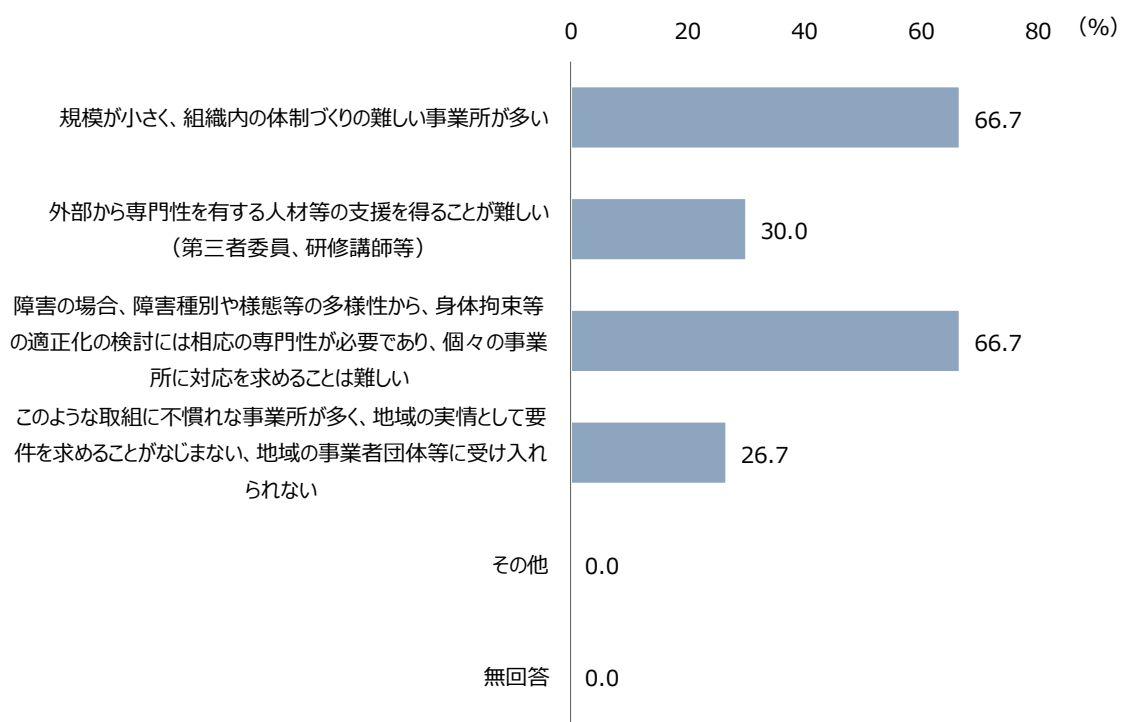
「身体的拘束等の適正化のための指針」の整備を減算適用の要件として追加することの可否については、「可能」が52.8%と半数を上回っており、「難しい」は28.3%となっている。

難しい理由としては、「規模が小さく、組織内の体制づくりの難しい事業所が多い」と「障害の場合、障害種別や様態等の多様性から、身体拘束等の適正化の検討には相応の専門性が必要であり、個々の事業所に対応を求めることは難しい」が66.7%となっている。

図表－41 「身体的拘束等の適正化のための指針」の整備を要件として追加することの可否 [n = 106]



図表－42 「身体的拘束等の適正化のための指針」の整備の要件追加が難しい理由 [n = 30]

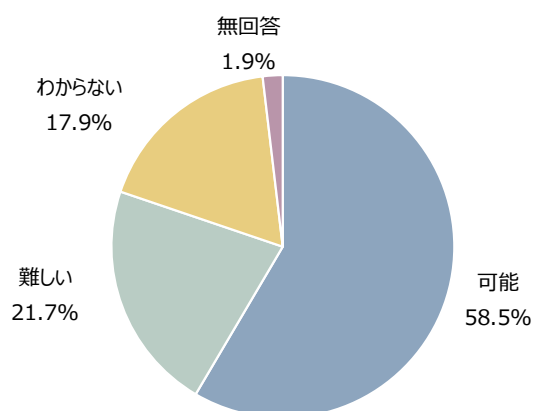


■「身体的拘束等の適正化のための定期的な研修」の実施

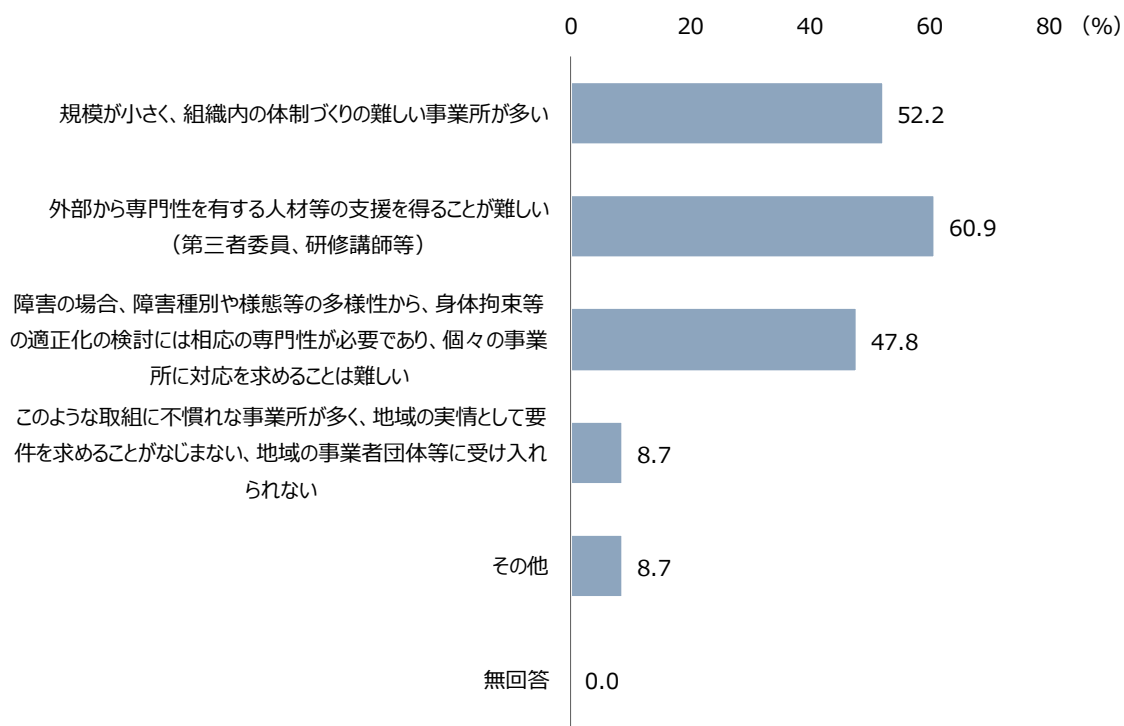
「身体的拘束等の適正化のための定期的な研修」の実施を減算適用の要件として追加することの可否については、「可能」が58.5%と半数を上回っており、「難しい」は21.7%となっている。

難しい理由としては、「外部から専門性を有する人材等の支援を得ることが難しい（第三者委員、研修講師等）」が60.9%と最も多く、次いで「規模が小さく、組織内の体制づくりの難しい事業所が多い」（52.2%）、「障害の場合、障害種別や様態等の多様性から、身体拘束等の適正化の検討には相応の専門性が必要であり、個々の事業所に対応を求めることは難しい」（47.8%）となっている。

図表－43 「身体的拘束等の適正化のための定期的な研修」の実施を要件として追加することの可否 [n = 106]



図表－44 「身体的拘束等の適正化のための定期的な研修」の実施の要件追加が難しい理由 [n = 23]



⑦身体拘束の廃止・適正化および「身体拘束廃止未実施減算」についての意見

身体拘束の廃止・適正化および「身体拘束廃止未実施減算」について、自由回答による意見を以下に整理した。

図表－45 身体拘束の廃止・適正化についての意見

意見概要	回答例
事業者への周知や情報提供を行うことが必要	・身体的拘束についても日常化することが契機となって虐待に至ってしまう危険性をはらんでいるため、虐待防止の観点からも範囲は最小限にすること、また適切な手続きのもとで必要性を慎重に判断する等の周知を今後も継続していきたいと考える。 ・拘束を防ぐには、まず職員のスキル向上が求められることから、研修のカリキュラム内容（ex.強度行動障害の知識）を通知で示すべきである。
必要性を判断するための基準の明確化が必要	・個々の障害者の状況に応じて、何が身体拘束に当たるかは個別に判断が必要と考えるが、一方で、事業者に減算というペナルティを科す以上は、減算に該当する身体拘束の定義、記録の内容、減算期間の規定（現在の規定はいつからいつまで減算となるかの解釈が難しい）は明確にすべき。ベッド柵や車いすベルトの取り扱いや、やむを得ず一定期間継続して実施している場合どこまで記録を求めるかなど、指定基準、報酬告示やQ&Aでは判断が難しいケースが多い。 ・重度の身体障害者を受け入れる事業所ほど支援に対する負担と減算に対するリスクが高まっており、新規利用者受け入れの際の利用者選別を招きかねない。このようなことから、減算の条件を付す前に、身体拘束か否かを現場の判断に委ねる曖昧な表記ではなく、具体的事例を示し客観的判断ができるようにしてほしい。 ・乳幼児を想定した基準等を策定してほしい。
第三者による相談体制の構築が必要	・行政で個別の事例の判断をすることは困難であるため、事業所側において身体拘束の適正化を考えるように促すとともに、具体的な事案に関して第三者的な機関に相談できるような体制を構築する必要がある。
適切な記録方法の明確化が必要	・現行の身体拘束未廃止減算の要件である「指定障害福祉サービス基準第73条第2項に規定する基準（＝身体拘束の際の記録）を満たしていない」について、いつどの時点でどのような記録をしなければならないかが明確になっていないと考えている。 ・平成31年3月29日付「障害福祉サービス等報酬に関するQ&A（平成31年3月29日）」の問1において、「ケア記録への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載のない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である」とあり、事業所によっては「常時の記録は不要」と解釈していたところもあった。「常時の記録」が求められない場合について、より具体的にわかりやすく記載してほしい。
身体拘束適正化委員会に関わる事業者の負担軽減が必要	・介護保険のような要件では、特に小規模事業所にはハードルが高い。身体拘束適正化委員会を委員組織としてではなく、職員会議やサービス支援会議等の場を利用することも可とすることや、開催頻度も2回（上期・下期）に抑えるなど、事業所の負担を考慮する必要であるが、身体拘束適正化委員会の開催については、身体拘束の事例がある事業所においては有効だが、身体拘束している利用者がいない事業者においても、委員会を3月に1回以上必ず開催しなければならないのは、厳格過ぎる（委員会で検討すべき内容がない）。

図表－46 「身体拘束廃止未実施減算」についての意見

意見概要	回答例
減算適用の身体拘束の基準があいまいである	・具体的にどのような行為が身体拘束に該当するのか、それらも示されないままでは極端な事例や例示にあるような事例でない限り減算の適用は困難である。また現状では、とりあえず記録だけ整えておけば減算はないと解さざるをえず、三要件を満たすかどうかはその記録やヒアリングによって判断することになることから、減算適用の難しさに拍車を掛けている。
減算適用の開始・終了時期の基準の明確化が必要である	・身体拘束廃止未実施減算については、減算の適用時期が明確でないように感じられ、減算時期をいつからにするのかが告示上判断できず、厚生労働省にも問い合わせたが明確な回答が得られなかった。また、減算適用の終期についても何をもって改善とするのかも難しい（記録をとることで改善とするのであれば、翌日からでも改善できてしまう）。 ・介護保険はマニュアルがあるが、障害はないため、減算適用期間等の判断が難しい。
名称と減算理由があっていない	・身体拘束廃止未実施減算という名称だが、実際は身体拘束を行った際の記録等がない場合の減算であり、名称と内容が合っていないため分かりづらい。
減算単位が小さい	・減算単位が小さい。ペナルティであればもっと減算しても良いのではないか。
事業者の努力を評価する仕組みが必要	・身体拘束の「適正化」にはなっていると思いますが、「廃止」につながる状況ではないと思います（廃止はかなり難しいと思います）。身体拘束が必要だった利用者に対して、身体拘束をしなくて済むように支援した事業者が報酬等で評価されるような仕組みを検討してもらえないでしょうか。減算だけだと「現状維持」で改善の努力をする事業者はいないと思う。

(6) ヒアリング調査の結果

ヒアリング調査は、アンケート調査の回答者から選定し、身体拘束適正化の状況や意見等について、より詳細に把握するために実施した。都道府県2箇所、事業者2箇所の計4箇所のヒアリングを行った。以下に概要を示す。

①都道府県ヒアリング

	A都道府県	B都道府県
実施日	令和2年2月5日（水）	令和2年2月12日（水）
事業者指導等の状況	・集団指導において、虐待防止等の観点から身体拘束の適正化に関する内容を講義に含めている。 ・実地指導では、基本的には事業所の運営基準に基づいているかをチェックしている。 ・サービスの自己点検をさせており、その項目の1つとして虐待防止に関連する研修の回数なども含まれている。 ・身体拘束適正化の事業者への指導については、国の資料を用いて説明を行っている。	・集団指導において、虐待防止等の観点から身体拘束の適正化に関する内容を講義に含めている。 ・サービスの確認・点検票を事業所に作成・提出させており、その中に身体拘束に関する事項が含まれている。
身体拘束の把握方法について	・アンケートで回答した減算事例のうち、実地指導等を通して保健所が把握したものが3件あった。残りの事例は、事業者が自主的に申告したものと考えられる。 ・実態把握の方法としては、事業所へのヒアリングや虐待防止センター等の窓口寄せられる情報などを活用している。 ・実際に、虐待の通報を受けて実地指導が入り、身体拘束の記録がないことが発覚したケースもある。	・市町村からの虐待の報告の中で、身体拘束も含まれることがある。 ・地域によって身体拘束等への意識の差があると思われる。また、地域ごとに身体拘束と判断する基準も違っている可能性がある。 ・グループホームについて、虐待に関して利用者家族から通報を受けるケースもある。実地指導を行っているが、実情を正確に把握することが難しい場合もある。 ・身体拘束の発覚は、実地指導もしくは、虐待が発覚した際の調査で身体拘束も明らかになるケースがある。

	A都道府県	B都道府県
身体拘束に関する事業所等の意識	・社会福祉法人をはじめとした一定規模の法人では、保護者から訴えられるリスクなども踏まえ、従来から虐待や身体拘束を記録するなど適正に管理をしているところが多い。 ・逆にこれまで虐待や身体拘束に対する意識が低かった事業所等では、減算が設けられたことで、そのリスク回避の視点から一定の意識向上があるように思われる。 ・減算が設けられて以降、事業所からの問い合わせは特に増えていない。 ・地域の法人の横のつながりが強く、例えば、虐待があった法人に対し、知見のある法人が職員を派遣して指導するといった取り組みも行われている。複数法人のネットワークで身体拘束適正化に向けた取組ができる可能性もある。	・虐待防止研修の参加率が高くなっている。虐待防止研修は基礎、実践と2段階になっているが、県独自で3回目として実際に対応・記録等を行う専門研修を設けている。 ・虐待防止研修の内容は、強度行動障害支援者養成研修の内容に似ている部分も多く、そのような点からも強度行動障害の方が虐待の対象になりやすいと感じる。 ・虐待防止研修に参加する事業者同士のつながりは強いように思われる。また、規模の大きな事業者ほど情報共有ができていていると思われる。
身体拘束廃止未実施減算について	・社会福祉法人では、もともと有識者等による第三者評価を実施しているところも多いので、身体拘束適正化のための委員会設置や指針整備、研修開催などはできるのではないかな。 ・障害福祉サービス事業所では、介護保険サービス事業所と比べて小規模なところが多く、事務手続き自体が得意ではない事業所も多い。実地指導の際に、加算・減算について説明しなければならぬこともある。このような事業所については、身体拘束の定義や減算制度自体を知ってもらうところから始めないといけないだろう。	・記録や体制づくりは手間・体力が必要である。人手不足の中で、こうした要件を義務化することが正しいのかは難しい問題である。義務化することにより、逆に本来特に支援が必要である重度障害者のケアが後ろ向きになることを懸念する。 ・新たな要件を課すのであれば、その分他の業務を減らしていく必要があるのではないかな。ICTやロボット導入などで人員配置基準等が緩和されるのであれば、余地はあるだろう。
その他	・虐待や身体拘束のリスクは入所系のサービスが多いと思われるが、施設入所支援は社会福祉法人の運営である程度しっかりと管理されているところが多いと思う。グループホームは重度者なども増えているので、これから増えてくる可能性がある。グループホームで現在のところ把握している事例はない。	・近年、グループホームでは強度行動障害の利用者を受け入れることもあるため、虐待や身体拘束が起こる可能性が出てきている。 ・重症心身障害の方が療養介護を利用する場合は、医療の管理下で、医師からの指示によって身体拘束に該当した状態になっているケースもある。 ・身体拘束の定義が明確になっていない。事業者は、どこからが身体拘束になるのかが気になっている。国から具体的な身体拘束のガイドラインを出す必要があるのではないかな。 ・自治体によってスタンスや把握手法が異なるので、身体拘束の件数を一律に比較してもあまり意味はないように思う。

②事業者ヒアリング

	C法人	D法人
実施日	令和2年2月14日（金）	令和2年2月20日（木）
事業者概要	所在地：愛知県 グループホーム、通所サービスを運営 障害者支援施設は運営していない	所在地：京都府 障害者支援施設をはじめ、通所サービス、相談支援等の多くのサービスを運営 障害福祉以外の福祉サービスも運営
サービスの状況	・グループホームの利用者は、大半が法人の通所サービス事業所で過ごし、近くのグループホームに帰宅する生活パターンである。グループホーム利用者には、一般就労している人もいる。 ・グループホーム利用者には、週末帰宅の人もいる。	・障害者支援施設を運営。利用者は知的障害の最重度者が8割を占めており、自閉症と診断されている方が7割を占める。PECSという手法を用いて、コミュニケーションの表出面にどうアプローチするか特に焦点を当てて支援を行っている。
身体拘束の事例概要	・2年前に通所サービスの事業所で、他の利用者の前では不適切となる行為を行う利用者があり、行為自体を止めることはできないので、個室に入ってもらい、他の利用者が入らないように鍵をかけていた。個別支援計画にも記載し、保護者からも了解を得ていたが、虐待ではないかとの通報があり、市の調査が入ったもの。 ・最終的に虐待事例とはならなかったが、全職員に利用者の情報が周知されていなかったことが課題として市からモニタリングを受けたことから、資料を作成・配布し、職員間での情報共有の徹底を図るとともに、虐待・身体拘束に関する研修の充実を行った。	・これまで、身体拘束の事例はない。
身体拘束に関する対応等	・グループホームを3箇所運営しているが、現在のところ、身体拘束の必要性がある利用者はいない。 ・身体拘束の疑いのある事例があった場合は、毎月の職員会議の中で、どういった対応が適切かを検討し、適切な対応は他にないか探りながら行っている状況である。 ・通所サービスは利用者が多く、利用者それぞれの個室を用意するといったことも難しいため、身体拘束が起こりやすいのではないかと。	・創設以降、これまでのところ身体拘束の事例はない。難しいと思うケースは、手術後に傷に触ってはいけない場合など、医療的な面が絡んでくるものである。病院に傷が完全に治るまで入院させてもらえるわけではなく、触ってはいけないことを理解するのが難しい方もおられるので、そういう場合に拘束せずに、本人が傷に触れないようにするのが難しい。

	C法人	D法人
身体拘束の適正化に向けた取り組み等	・市の自立支援協議会主催の事業所向け研修に参加している。その中で身体拘束等のテーマも受講する機会がある。 ・外部講師を招いて研修をすることもある。 ・WEB講座（サポーターズカレッジ）を法人で購入し、各事業所で活用している。グループホームでは月に1回、日を決めて視聴するようにしている。 ・法人内で平成25年に虐待防止委員会を設置したが、平成30年度から各事業所のサービス管理責任者と看護師、保護者代表等で新しい体制として組織し、1年に2度会議を行っている。 ・委員会の場では各事業所の課題や、各事業所で虐待防止のチェックリストを実施してどうだったか等を話しあっている。各事業所のサービス管理責任者主導のもと、チェックリストの実施や、啓発ポスター掲示などを行っている。 ・特に知的障害の領域では、「身体拘束」という言葉はしっくりこない。「身体拘束につながる行動制限」という方がわかりやすいので、研修などでは「行動制限」という言葉を使用するようにしている。 ・少しでも対応が不適切と感じた際には、話し合うことが重要だと職員に伝えている。実際に身体拘束に当たるかどうかわからなくても、感じることを伝え合うことが大切である。	・虐待防止委員会を法人内で組成し、その中に「サービス向上プロジェクト」を設け、毎年度取り組む内容を決め、取組を実施している。取組内容としては、以下のようなものがある。 *職員向けの虐待通報窓口（法人内部、外部）についての案内実施 *法人内で定めた虐待防止ガイドラインの作成 *監事や法人内の内部監査の方も含めた、サービス向上委員会のメンバーによる法人内の施設に対する実地調査。権利侵害などないか、法人内の施設で相互にチェックを行っている。実地調査後は報告書を作成し、当該施設にフィードバックする。 *職員向けの権利擁護セルフチェック調査。調査結果を報告書としてまとめ、事業所での活用を促している。 ・利用者のQOLを高めていくことが身体拘束、虐待を防ぐという観点のもと、PEP検査の手法を用いて、利用者のアセスメントを行い、スーパーバイザーの支援も受けている。 ・この検査は心理職でなくてもできるので、勉強会を職員向けに実施している。アセスメントを実施し、客観的で根拠ある支援をすることで行動障害の防止にもつながると考えており、主観での気づきと両方を活用して支援するようにしている。 ・法人独自に強度行動障害支援者養成研修を実施しており、この研修の中で身体拘束のテーマも扱っている。 ・様々な取組をしているが、まだまだ十分ではないと感じている。 ・身体拘束は行わないようにすべきだが、一方で、職員を増員するための費用などが支給されるわけでもないで、難しいと感じる面もある。サービスの利用希望者が多い中、減算が厳しくなってくると、身体拘束のリスクのある人は、受け入れを避けられてしまうのではないかと懸念がある。身体拘束に関する減算が厳しくなったために、そうした人に対する支援が制限されないかが不安である。

5 調査結果の考察

①身体拘束廃止未実施減算の状況

- ・身体拘束廃止未実施減算の適用については、平成30年4月～平成31年1月までの実績で見ると、全事業所のうち、適用事業所の割合は0.12%とわずかである。
- ・事業所の実態調査では、身体拘束廃止未実施減算の適用対象となったケースとして6ケースの回答があった。事例の概要としては、安全のための車いすへのベルト拘束、他害等の抑止のための拘束などがあげられており、身体拘束の記録が行われなかった理由としては、書式の不備、共有不足などがあげられている。また、個別支援計画での同意に基づき実施のため、記録をしていなかったという理由も見られる。
- ・自治体の実態調査では、身体拘束廃止未実施減算の適用事例について、18ケースの回答があった。回答自治体のうちの7.5%（8自治体）で、1件以上のケースを把握している。減算対象であることが判明した経緯は、多くが実地指導を通じてであり、記録が行われなかった理由は、記録の必要性についての事業者の認識不足をあげるものが多くなっている。

②身体拘束適正化に関する事業者の状況

- ・身体拘束の対応状況については、実態調査によれば、「身体拘束を一切行わない」事業所が全体の約6割、「身体拘束を行うことがある」事業所は約3割となっており、身体拘束を行わない事業所が多くなっている。「身体拘束を一切行わない」事業所の方針は、法人全体の方針である場合が多く、事業者として身体拘束を行わない方針を決めているところが多いものと考えられる。
- ・「身体拘束を行うことがある」事業所においても、多くの事業所で、身体拘束を実施する場合の一連の手続きを定めたガイドライン等が用意されている。
- ・身体拘束の実際の実施内容としては、「車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける」「自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む」など、本人の安全面等に関する拘束の件数が多い傾向が見られる。一方、強度行動障害を有するサービス利用者の場合で、「周囲の人に対して殴る、噛み付く、蹴る、つばをかける、髪を引っ張る等の他害を一時的に職員の体で制止する」といった内容の拘束も一定数見られる。
- ・事業所で身体拘束の廃止・適正化の取組として実施していることは、身体拘束をしない支援等に関する研修や、アセスメントを通じた身体拘束をしない支援の質の向上などが多くなっている。
- ・身体拘束を廃止する場合の課題としては、本人や他の利用者を事故から守る安全対策として、身体拘束以外に方法のない場合があるという認識を持つ事業所が多い。
- ・身体拘束廃止未実施減算が創設されたことによる事業所の意識の変化は、「特に変化はない」という事業所が多いが、「身体拘束の廃止・適正化や身体拘束をしない支援に関心を持つ職員が増えた」という事業所も一定数見られる。

③身体拘束適正化に関する自治体の状況

- ・自治体が所管の事業所における身体拘束の状況を把握する方法としては、「障害福祉サービス等事業所へのヒアリング等を実施する際に、身体拘束の実施状況を聞いている」や「虐待防止センターの窓口や各種苦情対応・相談窓口等に寄せられる情報から、身体拘束の情報を把握している」というところが多く、実際の聞き取りや、虐待対応の経緯で把握する場合が多いものと考えられる。

- ・身体拘束廃止未実施減算が創設されたことによる身体拘束廃止・適正化の効果については、「一定の効果がある」とする自治体が約6割、「それほど効果はない」とする自治体が約3割である。
- ・身体拘束廃止未実施減算が創設されたことによる事業所の意識の変化については、「それほど変化は感じない」という自治体が約6割、「どちらかといえば高くなっているように感じる」という自治体が約3割である。事業所の意識が高くなっていると感じる自治体では、「身体拘束に関する事業所からの問い合わせ、質問等が増えた」といった変化を感じているところが多い。
- ・現在の身体拘束廃止未実施減算に、介護保険サービスと同等の適用要件を追加することの可否を聞いたところ、「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の開催は「難しい」とするところが多く、「身体的拘束等の適正化のための指針」の整備及び「身体的拘束等の適正化のための定期的な研修」の実施については「可能」とするところが多かった。要件追加を難しいと考える自治体では、特に規模の小さい事業所での体制づくりの負担を不安視するところが多い。

【まとめ】

- 身体拘束廃止未実施減算については、現状で適用となっている事業所はわずかである。身体拘束の記録が行われなかった理由としては、書式の不備など、事業者の認識不足の場合が多い。適用対象の多くは自治体の実地指導等を通じて発見されている。
- 身体拘束については、一切行わないという事業所が、身体拘束を行うことがある事業所よりも多い。身体拘束を行うことがある事業所においても、適切な手続きが定められているところが多く、身体拘束の廃止・適正化の取組が進められている。
- 身体拘束を廃止する場合の課題として、「本人や他の利用者を事故から守る安全対策として、身体拘束以外に方法のない場合がある」という認識が多くあげられている。
- 身体拘束廃止未実施減算が創設されたことによる効果は、事業所では「特に変化はない」というところが多いが、自治体では「一定の効果がある」というところが多い。「身体拘束に関する事業所からの問い合わせ、質問等が増えた」という変化を感じている自治体もある。
- 身体拘束廃止未実施減算への適用要件の追加については、「委員会の開催」等の要件に関し、特に規模の小さい事業所の負担の観点から、慎重な自治体も多くなっている。

6 参考資料（調査票）

調査票①：障害福祉サービス等事業所における身体拘束適正化の取組状況に関する調査
（事業所調査票）

調査票②：障害福祉サービス等事業所における身体拘束適正化の取組状況に関する調査
（都道府県等の取組状況等に関する調査票）

【令和元年度障害者総合福祉推進事業】

障害福祉サービス等事業所における身体拘束適正化の取組状況に関する調査

調 査 票

事業所名・回答者等についてご記入ください。

法人名		
事業所名		
所在地		[] 都・道・府・県 [] 市・区・町・村
回答者	所属・役職	
	氏名	
連絡先	Tel	() -
	E-Mail	① @

■送付封筒のラベルに記載されている「調査対象サービス」に○をつけてください。

1 療養介護	2 生活介護
3 短期入所	4 施設入所支援
5 共同生活援助	6 自立訓練（機能訓練）
7 自立訓練（生活訓練）	8 就労移行支援
9 就労継続支援 A 型	10 就労継続支援 B 型
11 児童発達支援	12 医療型児童発達支援
13 放課後等デイサービス	14 障害児入所施設
15 医療型障害児入所施設	

※以降の問は、上記の「調査対象サービス」について回答をお願いします。（事業所で他のサービスも実施している場合、複数サービスを合わせた回答としないでください。）

※問の文章の中に時点等の記載がない場合は、すべて令和元年10月末時点として回答してください。

■事業所における調査対象サービスの令和元年10月末時点の活動状況（該当する番号1つに○）

1 活動中	2 休止中、廃止
3 当該サービスを実施していない	

※ 2、3 の場合は、次ページ以降の回答は不要です。このまま調査票を返送してください。

事業所の基本情報

問 1 調査対象サービスの事業所を運営している法人の種別を回答してください。また、事業所の設置法人と運営法人が異なる場合（委託、指定管理等）は、設置法人の種別も回答してください。（それぞれ番号 1 つを記入）

- 1 都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合
- 2 社会福祉協議会
- 3 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）
- 4 医療法人
- 5 営利法人（株式・合名・合資・合同会社）
- 6 特定非営利活動法人（NPO）
- 7 その他の法人

運営法人		設置法人	
------	--	------	--

問 2 調査対象サービスを開始してから現在までの年数を回答してください。（途中で休止していた場合は、再開からの年数で回答してください。）（1 つに○）

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1) 1 年未満 | 2) 1 年以上 2 年未満 |
| 3) 2 年以上 3 年未満 | 4) 3 年以上 5 年未満 |
| 5) 5 年以上 10 年未満 | 6) 10 年以上 |

問 3 調査対象サービスの定員数を記入してください。

定員数	人
-----	---

※定員数について、多機能型の特例に該当する場合は、事業所の定員数を記入してください。

問 4 調査対象サービスの実利用者数（令和元年 10 月の実績）を記入してください。

(1)障害種別の実利用者数を記入してください。

身体障害	知的障害	精神障害	難病等	合計	(再掲) 発達障害	(再掲) 高次脳機能 障害	(再掲) 認知症
人	人	人	人	人	人	人	人

※重複の場合は主たる障害で計上し、「身体障害」「知的障害」「精神障害」「難病等」の合計が実利用者の総数に合うようにしてください。「身体障害」「知的障害」「精神障害」のいずれにも該当しない利用者はすべて「難病等」に計上してください。

※発達障害、高次脳機能障害、認知症の利用者がいる場合は、別途「(再掲) 発達障害」「(再掲) 高次脳機能障害」「(再掲) 認知症」の欄に実人数を記入してください。

(2)利用者に強度行動障害を有する者・児、重症心身障害者・児、医療的ケアを要する者・児（重心以外）がいる場合、実人数を記入してください。

強度行動障害を有する者・児	人
重症心身障害者・児	人
医療的ケアを要する者・児（重心以外）	人

※強度行動障害の有無については、事業所の判断で区分してください（行動援護スコア等の確認までしていただく必要はありません）。重症心身障害者・児、医療的ケアを要する者・児（重心以外）についても、同様に事業所の判断で区分していただいて構いません。

問 5 調査対象サービスに従事する職員数（令和元年 10 月の実績）を記入してください。

	常勤職員	非常勤職員	
		実人数	常勤換算
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	人	人	人
看護職員	人	人	人
福祉・介護職員（直接処遇職員）	人	人	人

※調査対象サービス以外のサービスを兼務する者も含め、調査対象サービスに従事する職員数を記入してください。複数サービスの兼務者をサービス別に按分する必要はありません。（例：生活介護と施設入所支援を兼務する職員で、令和元年 10 月実績で実人数 1 人、常勤換算 0.8 人の非常勤職員がいる場合、調査対象サービスが生活介護と施設入所支援のいずれにも、実人数 1 人、常勤換算 0.8 人と回答）

※管理者及び看護職員、直接処遇職員以外の職員（医師、理学療法士、栄養士、事務員、調理員、運転手等）については、記入する必要はありません。

※「福祉・介護職員（直接処遇職員）」は、次の職種に該当する職員です。

：生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者（児童発達支援、放課後等デイサービスの人員配置規定職種）、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

【常勤・非常勤について】

- ・常勤職員とは、「当該事業所において定められた常勤の従事者が勤務すべき勤務時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間）を勤務する職員」のことで、この条件を満たすパート職員等は常勤職員となります。それ以外の職員が非常勤職員です。雇用形態等での区分ではありませんのでご注意ください（派遣職員等も含まれます）。
- ・非常勤職員の場合、実人数のほか、常勤換算人数も記入してください。常勤換算方法は、非常勤職員の令和元年 10 月の勤務延べ時間数を、当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間）で割ることにより算出します。（例：1 週間に勤務すべき時間数が 40 時間の事業所で、非常勤職員 3 人の勤務時間合計が月 400 時間だった場合、常勤換算人数は、 $400 \text{ 時間} \div (40 \text{ 時間} \times 4 \text{ 週}) = 2.5 \text{ 人}$ ）

問 6 調査対象サービスを運営する法人が実施している事業を回答してください。該当する番号すべてに○をつけてください。

(1)法人が実施している事業

【障害福祉の事業】

- 1 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）
- 2 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）
- 3 療養介護
- 4 短期入所
- 5 施設入所支援
- 6 共同生活援助
- 7 相談支援系サービス（自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）
- 8 障害児通所・訪問系サービス（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
- 9 障害児入所施設（福祉型、医療型）
- 10 地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援等）、その他の障害福祉のサービス

【障害福祉以外の事業】

- 11 介護保険事業（介護予防、総合事業を含む）
- 12 児童福祉・保育事業（障害児支援を除く）
- 13 医療事業（病院、診療所等）
- 14 その他の事業（)

(2)うち、調査対象サービスと同一又は隣接の敷地内で実施している事業（調査対象サービス含む）

【障害福祉の事業】

- 1 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）
- 2 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）
- 3 療養介護
- 4 短期入所
- 5 施設入所支援
- 6 共同生活援助
- 7 相談支援系サービス（自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）
- 8 障害児通所・訪問系サービス（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
- 9 障害児入所施設（福祉型、医療型）
- 10 地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援等）、その他の障害福祉のサービス

【障害福祉以外の事業】

- 11 介護保険事業のサービス（介護予防、総合事業を含む）
- 12 児童福祉・保育事業（障害児支援を除く）
- 13 医療事業（病院、診療所等）
- 14 その他の事業（)

身体拘束適正化の取組状況について

注) 座位保持について

- ・身体拘束には、車いす等にベルトやテーブルで身体を固定する行為も含まれます。一方、重度の肢体不自由者が使用する座位保持装置や車いす（医師の意見書又は診断書に基づき製作・使用されるもの）には、障害者の身体状況に合わせ、身体の変形や拘縮を防止し体幹等を固定するためのベルトや、上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーブル等が付属している場合があります。
- ・これらのベルトやテーブルは、障害者の活動性の向上等を目的としていることから、外形上で一律に身体拘束と見なすことはできません。ただし、座位保持装置等であっても、ベルトやテーブルをしたまま、障害者をいすの上で長時間放置するような行為については身体拘束に該当します。
- ・以降の設問については、座位保持装置等での座位保持の扱いも含め、身体拘束について回答してください。

問 7 調査対象サービスの利用者に対する、身体拘束の対応方針について回答してください。（1つに○）

- 1 身体拘束を一切行わない
- 2 身体拘束を行うことがある
- 3 その他（ ）

問 8 前問で「1 身体拘束を一切行わない」を回答した事業所にお聞きします。身体拘束を行わないという方針は、どのような範囲で決められたものですか。（1つに○）

- 1 法人全体の方針として決めている
- 2 法人全体の方針はないが、事業所で方針として決めている
- 3 法人・事業所の方針はないが、現場サイドで身体拘束を行わないと決めている

問 9 問 7 で「2 身体拘束を行うことがある」を回答した事業所にお聞きします。

(1)身体拘束を行う際の明文化された手続きやガイドライン、マニュアル等を定めていますか。文書として定められているものすべてに○をつけてください。

- 1 身体拘束が「緊急やむを得ない」場合かどうかの判定方法・判断基準
- 2 身体拘束を実施する場合の一連の手続きを定めたもの（責任者の承認、本人・家族の同意、実施可否の判断等）
- 3 身体拘束中の確認事項、確認頻度、身体拘束の終了判断等について定めたもの
- 4 身体拘束を実施したことの記録方法や書式等を定めたもの
- 5 身体拘束を実施した後、そのケース検討や振り返り等の機会・手順を定めたもの
- 6 その他（ ）

※「緊急やむを得ない」場合とは、次の①～③の要件すべてに該当する場合をいいます。

- ①切迫性（本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い）
- ②非代替性（身体拘束以外に代替する介護方法がない）
- ③一時性（身体拘束が一時的なものである）

(2)前問で「2 身体拘束を実施する場合の一連の手続きを定めたもの」を回答した場合、身体拘束を実施する場合の手続きの概略を具体的に記入してください。

(3)調査対象サービスの利用者に対する身体拘束の状況についてお聞きます。令和元年 10 月 25 日（金）～10 月 31 日（木）の一週間で、身体拘束を実施した実人数、延べ日数を記入してください。

	総数							
			うち、強度行動障害を有する児者		うち、重症心身障害児者		うち、医療的ケアを要する児者	
	実人数	日数	実人数	日数	実人数	日数	実人数	日数
①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る	人	日	人	日	人	日	人	日
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る	人	日	人	日	人	日	人	日
③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む	人	日	人	日	人	日	人	日
④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る	人	日	人	日	人	日	人	日
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける	人	日	人	日	人	日	人	日
⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける	人	日	人	日	人	日	人	日
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する	人	日	人	日	人	日	人	日
⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる	人	日	人	日	人	日	人	日
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る	人	日	人	日	人	日	人	日
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる	人	日	人	日	人	日	人	日
⑪自分の意思で開けることのできない居室に隔離する	人	日	人	日	人	日	人	日
⑫頭を柱に強くぶつける、自らの体を激しく傷つけるなどの自傷を一時的に職員の体で制止する	人	日	人	日	人	日	人	日
⑬周囲の人に対して殴る、噛み付く、蹴る、つばをかける、髪を引っ張る等の他害を一時的に職員の体で制止する	人	日	人	日	人	日	人	日
⑭公道等に急に飛び出したとき、あるいは飛び出さないように職員の体で制止する	人	日	人	日	人	日	人	日
⑮その他 ()	人	日	人	日	人	日	人	日

※事業所全体ではなく、調査対象サービスの利用者への実施回数を回答してください。障害者支援施設で調査対象サービスが「施設入所支援」の場合は、昼間実施サービスを除く「施設入所支援」の時間帯の状況で回答してください。

問 10 身体拘束の廃止・適正化に向けた取組として実施していることを回答してください。該当する番号すべてに○をつけてください。

- 1 身体拘束の廃止・適正化のための委員会等を設置し、方針や具体的取組等の検討を行っている（虐待防止委員会等の中で検討している場合も含む）
- 2 職員に対し、身体拘束の弊害の周知や、身体拘束をしない支援等についての研修会等を行っている
- 3 身体拘束の廃止・適正化の先進事業所から人を招いたり職員を派遣するなど、実地研修を行っている
- 4 利用者のアセスメントを十分に行い、身体拘束をしないための支援の質を高める工夫を行っている。
- 5 身体拘束をしない支援に役立つ機器・設備等の導入や、施設等の環境改善を行っている
- 6 利用者本人や家族に対し、身体拘束をしない支援についての理解と協力を求めている
- 7 身体拘束をしない支援を実施するために、十分な数の職員の確保を図っている。
- 8 身体拘束を避けるためにより専門的な支援等が必要と考えられる場合、他の事業所・サービス等を紹介している
- 9 その他（ ）

問 11 前問で「1 身体拘束の廃止・適正化のための委員会等を設置」を回答した場合、委員会組織の構成メンバーを記入してください。

※メンバーの役職、職種、所属（事業所内、法人内、第三者）等を記載してください

問 12 身体拘束の廃止・適正化に向け、努力していることがあれば、その具体的な取組内容を記入してください。

問 13 身体拘束を廃止する場合に課題になると思われることを回答してください。該当する番号すべてに○をつけてください。(身体拘束を廃止しているかどうかに関わらず回答してください)

- 1 身体拘束をしなかったために事故が起きた場合、苦情や損害賠償請求が心配である
- 2 本人を事故から守る安全対策として、身体拘束以外に方法のない場合がある
- 3 他の利用者を事故から守る安全対策として、身体拘束以外に方法のない場合がある
- 4 職員を事故から守る安全対策として、身体拘束以外に方法のない場合がある
- 5 身体拘束をしない支援の方法を身に付けた職員が少ない、増やせない
- 6 身体拘束をしない支援の方法を身に付けた職員と、そうでない職員で、支援内容に差が生じる
- 7 身体拘束をしない支援を行うためには職員が足りない、簡単に増員できない
- 8 身体拘束をしない支援を求めることで職員に精神的負担（ストレス）がかかり、事業運営に支障が生じる
- 9 身体拘束をしない支援に役立つ機器・設備の開発や導入が遅れている
- 10 事故防止や安全対策として、家族から身体拘束を要望された場合の対応が難しい
- 11 身体拘束をやむを得ないとする従前の意識が根強く、職員の意識改革が難しい
- 12 その他（)

問 14 調査対象サービスに関し、所管の都道府県・市区町村による指導・監査の中で、身体拘束に関する指導・監査を受けたことがありますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- 1 集団指導などの場で、身体拘束に関する指導を受けたことがある
- 2 身体拘束の有無や記録状況等について、個別の監査を受けたことがある
- 3 都道府県・市区町村による指導・監査を受けたことはあるが、身体拘束に関するものはなかった
- 4 都道府県・市区町村による指導・監査自体をこれまで受けたことがない
- 5 その他（)

問 15 事業所において、障害者虐待防止に関する取り組みとしてこれまでに実施しているもの（今年度中に実施予定を含む）を回答してください。該当する番号すべてに○をつけてください。

- 1 虐待防止委員会を設置している
- 2 利用者本人・家族等から虐待に関する通報を受け付けるしくみをつくっている
- 3 職員から虐待に関する内部通報を受け付けるしくみをつくっている
- 4 事業所内で虐待防止・権利擁護等に関する研修を行っている
- 5 都道府県等が開催する虐待防止・権利擁護研修等に参加している
- 6 その他（)

問 16 前問で「5 都道府県等が開催する虐待防止・権利擁護研修等に参加している」を回答した場合、調査対象サービスを担当する職員（令和元年 10 月末時点の在籍者）で受講済の人数を記入してください。

	虐待防止・権利擁護研修等の受講者数
管理者	人
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	人
看護職員	人
理学療法士	人
作業療法士	人
福祉・介護職員（直接処遇職員）	人

※職種を兼務している場合は、主たる職種に計上し、人数が重複しないようにしてください。

※福祉・介護職員（直接処遇職員）の職種は問 5 を参照してください。

身体拘束廃止未実施減算について

問 17 平成 30 年度の障害福祉サービス等の報酬改定で、「身体拘束廃止未実施減算」が創設されましたが、平成 30 年 4 月以降現在までに、調査対象サービスで「身体拘束廃止未実施減算」の適用対象となったことはありますか。（1 つに○）

1 ある	2 ない
------	------

問 18 前問で「1 ある」を回答された事業所にお聞きします。減算が適用された経緯等を具体的に記入してください。

減算適用期間	
減算適用要件となつた身体拘束事例の概要	
記録等が行われなかった理由	
改善計画の作成・報告に至るプロセス	
その他特記事項	

問 19 「身体拘束廃止未実施減算」が創設されたことで、事業所において身体拘束等に関する取組や意識等に変化がありましたか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- 1 身体拘束の廃止・適正化のための対策を検討する委員会を創設した・開催頻度を増やした
- 2 身体拘束の廃止・適正化のための職員研修を創設した・開催頻度を増やした
- 3 身体拘束を実施したことの記録方法や書式等を見直した
- 4 身体拘束に関する手続きやガイドライン、マニュアル等を策定した・改訂した
- 5 身体拘束の廃止・適正化や身体拘束をしない支援に関心を持つ職員が増えた
- 6 身体拘束をやむを得ないと考える職員が減った、身体拘束の実施に抵抗を感じる職員が増えた
- 7 身体拘束に関し、所管の自治体とのやり取りや事業者団体等での情報交換等が増えた
- 8 その他（ ）
- 9 特に変化はない

<身体拘束廃止未実施減算について>

- ・「身体拘束廃止未実施減算」は、身体拘束が行われたことに対する減算ではなく、指定基準における身体拘束の規定「身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること」の未実施に対する減算です。身体拘束の記録が行われていない事実の発生した翌月から、改善が認められた月までの期間、対象サービスの全利用者分について減算が適用されます。
- ・なお、介護保険サービスでは従前より減算があり、平成 30 年度の改定でより厳格化されました。以下の要件のいずれかを満たさない場合には減算適用となります。
 - ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

【令和元年度障害者総合福祉推進事業】

障害福祉サービス等事業所における身体拘束適正化の取組状況に関する調査
都道府県等の取組状況等に関する調査票

本調査票は、全都道府県・政令市・中核市の障害福祉部署にお送りしています。

自治体名・回答者についてご記入ください。

自治体名				
回答者	所属部署			
	役職		氏名	

問 1 所管の障害福祉サービス等事業所への行政説明や指導監査を行うにあたり、身体拘束の適正化に関する事項を含めていますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1	虐待防止等の観点から身体拘束の適正化を講義テーマに含めている
2	サービスの確認・点検票を事業所に作成・提出させており、その中に身体拘束の適正化に関する事項を含めている
3	サービスの自己点検（提出義務なし）をさせており、その中に身体拘束の適正化に関する事項を含めている
4	その他（ ）

問 2 所管の障害福祉サービス等事業所における身体拘束の実施状況について、どのように把握していますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1	障害福祉サービス等事業所に対し、身体拘束を実施した場合には報告を行うように通知している
2	障害福祉サービス等事業所へのヒアリング等を実施する際に、身体拘束の実施状況を聞いている
3	障害福祉サービス等事業所を対象とした質問紙調査（事業所アンケート）等を行い、身体拘束の実施状況を調査している
4	虐待防止センターの窓口や各種苦情対応・相談窓口等に寄せられる情報から、身体拘束の情報を把握している
5	その他（ ）

以降の設問は、障害福祉サービス等の平成 30 年度報酬改定で新設された「身体拘束廃止未実施減算」についてお聞きします。

問 3 所管の障害福祉サービス等事業所における「身体拘束廃止未実施減算」の適用事例につきまして、平成 30 年 4 月～令和元年 11 月の期間で把握されている件数を記入してください。

減算適用件数	件
--------	---

問 4 所管の障害福祉サービス等事業所における「身体拘束廃止未実施減算」の適用事例がある場合（前問で 1 件以上）、その概要を記入してください。複数の事例がある場合は、もっとも直近の事例について回答してください。

減算適用事業所名・ 法人名	事業所名： 法人名：
対象サービス	
減算適用期間	
減算対象であることが 判明した経緯	
身体拘束事例の概要	
記録等が行われなかった理由	
事業所への指導等の 概要	
事業所の対応、提出 された改善計画の内容等 の概要	
その他特記事項	

問 5 「身体拘束廃止未実施減算」が創設されたことで、障害福祉サービス等事業所における身体拘束の廃止・適正化に効果があると思われますか。該当する番号 1 つに○をつけてください。

- | | |
|-------------|---|
| 1 一定の効果がある | |
| 2 それほど効果はない | |
| 3 その他（ | ） |

問 6 「身体拘束廃止未実施減算」の創設にともなう、身体拘束に関する障害福祉サービス等事業所の変化等についてお聞きします。

(1)障害福祉サービス等事業所における、身体拘束の廃止・適正化に関する意識の変化について、全体としてどのように感じますか。該当する番号 1 つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------------|---|
| 1 かなり高くなっているように感じる | |
| 2 どちらかといえば高くなっているように感じる | |
| 3 それほど変化は感じない | |
| 4 低くなっているように感じる | |
| 5 その他（ | ） |

(2)前問で「1」または「2」を回答したところにお聞きします。どのような変化がありますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---|---|
| 1 身体拘束に関する事業所からの問い合わせ、質問等が増えた | |
| 2 身体拘束について届出や報告をする事業所が増えた | |
| 3 事業所からの届出・報告等で、身体拘束に関する事項が詳しく記載されるようになった | |
| 4 身体拘束の適正化に向けた取組をはじめる事業所が増えた | |
| 5 地域の事業者団体や事業所の連携組織等で、身体拘束に関する研修、勉強会等が増えた | |
| 6 その他（ | ） |

問 7 介護保険サービスでは、以下の要件のいずれかを満たさない場合には減算適用となります。(障害福祉サービス等については、要件は①のみ)

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

障害福祉サービス等事業所に、要件②～④を求めることについて、どのように思いますか。それぞれ、該当する番号 1 つに○をつけてください。また、「2」を回答した場合は、その理由として該当するものを下表から選び、番号を記入してください。（複数可）

要件	可否	難しい理由（下表番号記入）
要件② 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の開催	1 可能 2 難しい 3 わからない	
要件③ 「身体的拘束等の適正化のための指針」の整備	1 可能 2 難しい 3 わからない	
要件④ 「身体的拘束等の適正化のための定期的な研修」の実施	1 可能 2 難しい 3 わからない	

【要件を求めることが難しい理由】

- 1 規模が小さく、組織内の体制づくりの難しい事業所が多い
- 2 外部から専門性を有する人材等の支援を得ることが難しい（第三者委員、研修講師等）
- 3 障害の場合、障害種別や様態等の多様性から、身体拘束等の適正化の検討には相応の専門性が必要であり、個々の事業所に対応を求めることは難しい
- 4 このような取組に不慣れな事業所が多く、地域の実情として要件を求めることがなじまない、地域の事業者団体等に受け入れられない
- 5 その他（ ）

問 8 身体拘束の廃止・適正化および「身体拘束廃止未実施減算」に関するお考えなどがありましたら、自由に記入してください。

[illegible]

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業
障害福祉サービス事業所等における身体拘束等に関する実態調査
報 告 書

令和2年3月

三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部

大阪本部 研究開発第1部
〒530-8213 大阪市北区梅田2丁目5番25号
TEL : 06-7637-1430
